

第5章 実現化方策(まちづくりを進めるために)

5-1 みんなが主役のまちづくりに向けて

(1) 基本的な考え方

まちづくりは、市民・事業者・行政等の多様な主体が、それぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら共通の目標に向かって進めることが大切です。

本計画の将来都市像に掲げた「豊かな水と緑を育むまち」、「都市の活力を育むまち」、「安全で住み続けたいまち」の実現を図るために、まちづくりの理念「みんなが主役のまちづくり」に基づき、本計画を推進します。

(2) まちづくりの主体と役割

まちづくりの各主体の役割を整理し、それぞれがまちづくりの担い手であるという自覚を持つことで、多様な主体が参画し、共に創るまちづくりの実現を目指します。

市民 の役割

- ・各地域でのまちづくり活動
- ・まちづくりの提案
- ・市民の相互連携、情報共有、ネットワークづくり等

事業者 の役割

- ・専門性を活かしたまちづくり活動
- ・地域の魅力向上に資するまちづくり活動
- ・まちづくりの提案
- ・自然環境や周辺の住環境に配慮した事業活動等

行政 の役割

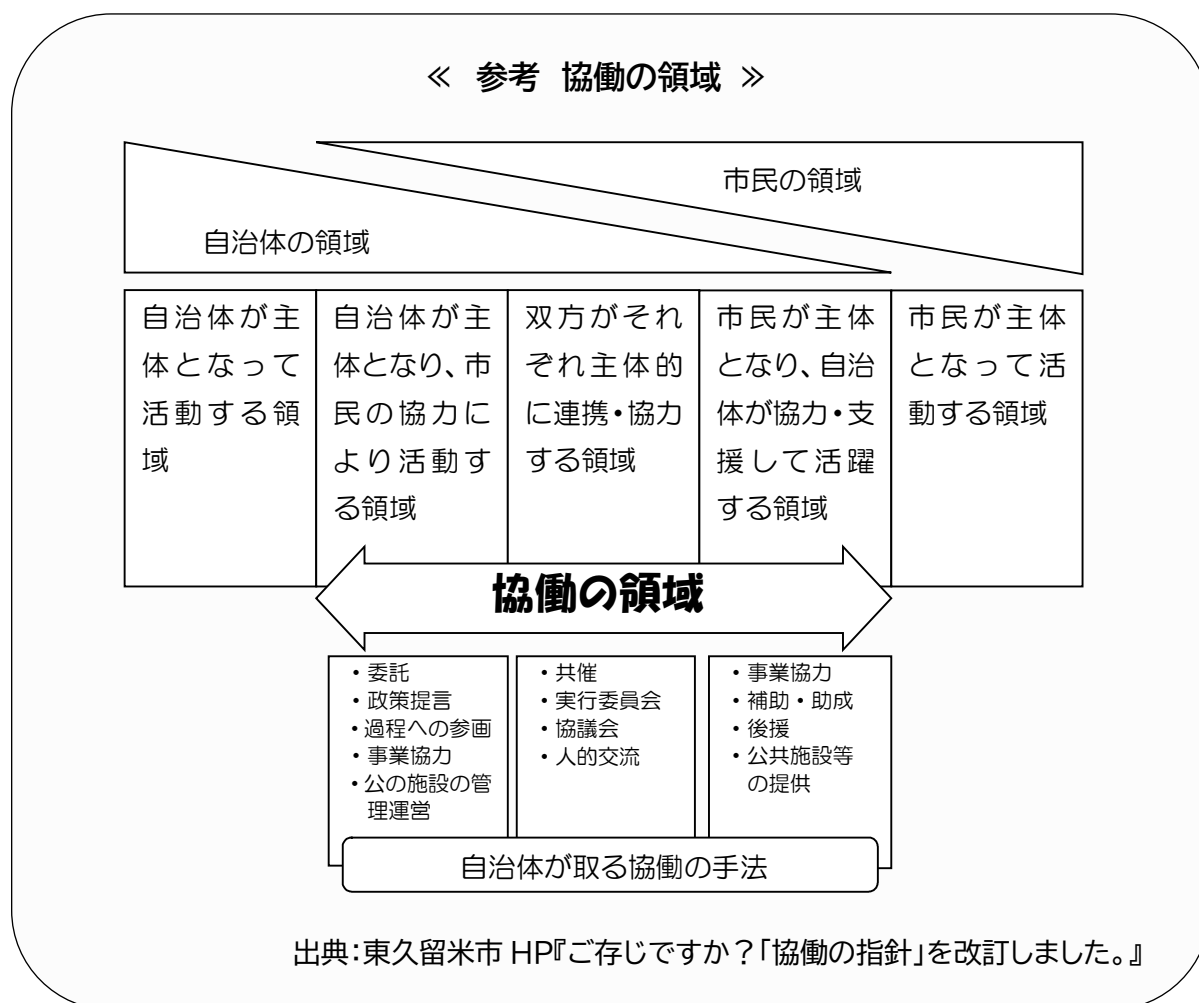
- ・まちづくりに関する情報発信・機運醸成・支援
- ・国や都、周辺自治体等との行政間連携
- ・庁内連携による分野横断的取組
- ・適切な予算管理、まちづくりの計画の策定と進行管理等

（３）協働によるまちづくりに向けた取組

みんなが主役のまちづくりを進めるためには、まちづくり活動の支援やまちづくり活動団体の育成を進める必要があります。あわせて、市民参加を支援し、協働してまちづくりを進める体制・しくみを整える必要があります。

また、まちづくりには、様々な分野にまたがる総合的な施策の展開が必要であり、行政の関連する部署を横断的・有機的につなげ、市民などとの協働体制をもって施策を推進していくことが重要となるため、以下の取組を進めます。

- ・ 市民・行政職員共に、協働のまちづくりに必要な発意と対話の力を高めるとともに、まちづくりのリーダーとなる人材育成および行政職員の資質・能力の一層の向上に努めます。
- ・ 市民などの自主的なまちづくり活動への支援制度の充実や、活動の場の確保に努めます。
- ・ まちづくりを考え、論議することができるよう、計画段階からの市民などと行政の協働の場の構築に向けた取組を進めます。
- ・ これらの取組の実現に向け、市民などと行政の協働のまちづくりを進めるためのしくみづくりについて検討します。



5-2 計画の実現に向けて

(1) 計画の推進

本計画で示した方針に基づき、東久留米市長期総合計画や各種関連計画との整合を図り、都市計画決定・変更や都市計画事業等を実施していきます。

(2) 計画の検証

本計画は、20年後の令和23(2041)年度を目標年次としたまちづくりの方向性を示しています。今後、まちづくりに関して実施する施策や事業は、本計画に基づいて、長期的に取り組むことになります。

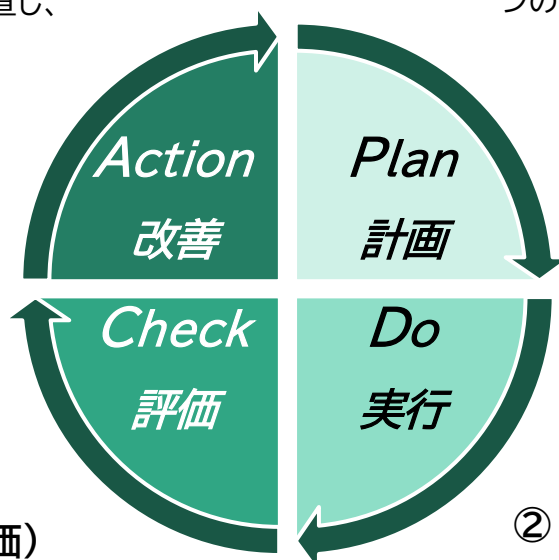
このため、将来都市像の実現に向け、PDCAサイクル※を踏まえ、本計画に基づく施策や事業の進行状況を管理するとともに、社会情勢の変化や市民意向の把握をするなどして、定期的に本計画の検証を行います。

④ Action(改善)

検証結果に基づいた施策や事業等の取組の見直し、改善

① Plan(計画)

都市計画マスタープランの改定



③ Check(評価)

施策や事業等の取組を評価

② Do(実行)

都市計画マスタープランに基づく施策や事業の実施

(3) 進行管理

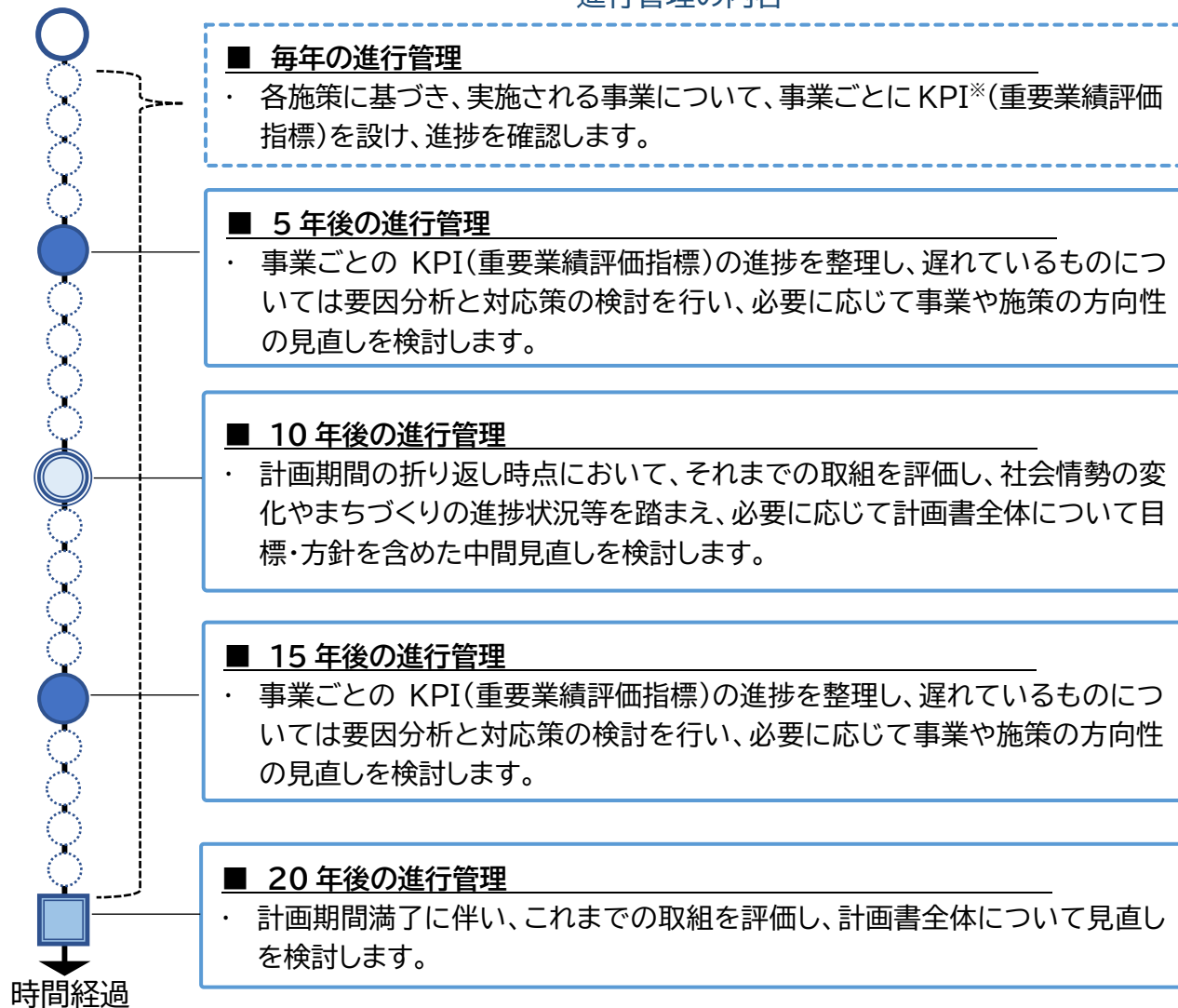
進行管理は、毎年・5年後・10年後などと、時間経過により内容を整理して進めていきます。

また、体制は、庁内・都市計画審議会や検討委員会等・市民の3つに分類するなど、進行管理のしくみを構築し、進めていきます。

《 進行管理のイメージ 》

計画期間開始

進行管理の内容



進行管理の体制

●庁内

- ・ 都市計画課が事務局となり、事業を管轄する各課及び関係課同士の情報共有を図りながら、計画を管理します。

●都市計画審議会や検討委員会等

- ・ 市民、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成した会議体で検討しながら、計画を管理します。

●市民

- ・ 懇談会やワークショップ※等の様々な市民参加の場をつくり、意見・意向を幅広く伺いながら、計画を管理します。

(4) 分野別の実現化手法

第3章 全体構想の「3-2 分野別の主要課題と方針」に示す分野別に、活用が可能なまちづくりの主な手法を整理し、その手法の効果を示します。地域の実情に合わせて、効果的な手法を活用し、市民などとの合意形成を図りながら将来都市構造の実現を目指します。

また、今後の法改正などに伴う新たな手法についても、活用を検討します。

1. 土地利用

基本目標 計画的な土地利用による活力を生み出すまちづくり

主な手法	効 果
用途地域の見直し	社会情勢の変化や地域特性に応じて、適切な用途地域の見直しや建蔽率・容積率の見直しを行うことにより、周辺環境と調和を図りつつ、市民・事業者にとって活用しやすい土地利用の誘導につながります。
田園住居地域の指定	田園住居地域に指定することにより、農業用施設が建築可能となる一方、農地における一定規模以上の開発などが制限され、都市農地と調和した住環境の形成につながります。
特別用途地区の指定	建築基準法の用途制限を強化又は緩和する特別用途地区を指定することにより、土地利用の増進又は環境の保護等につながります。
地区計画制度の活用	地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う地区計画制度を活用することにより、地区の特性を活かした良好な住環境や美しいまち並み等の誘導につながります。 また、都市計画道路の整備に伴い、土地利用の高度化を図る沿道空間は、地区計画制度を活用することにより、周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導につながります。
土地区画整理事業の活用	土地区画整理事業を活用して、道路や公園といった都市基盤を整備・改善し、土地の区画を整えることにより、宅地の利用の増進につながります。
都市開発諸制度※の活用	都市開発諸制度を活用した建築物の整備に伴い、広場や緑地等の有効空地等を整備することにより、市街地環境の向上につながります。
連続立体交差事業の促進	東京都や周辺自治体、鉄道事業者と連携し、西武池袋線・ひばりヶ丘～東久留米駅付近区間の道路と鉄道の連続立体交差事業を促進することにより、駅東西の分断の解消による回遊性の促進・商業機能の強化につながります。
まちなかウォーカブル推進事業の活用	国土交通省「まちなかウォーカブル推進事業」を活用することにより、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成につながります。
東久留米市宅地開発等に関する条例の運用	条例に基づき事業者へ指導などを行うことにより、土地利用の適切なコントロールにつながります。

2. 交通

基本目標 みんなが利用できる持続的な交通環境のあるまちづくり

主な手法	効 果
都市計画道路の整備	都市計画道路の整備を推進することにより、道路ネットワークの強化やアクセス性の向上、バス路線網の再編・拡大等につながります。
都市計画自転車等駐車場の整備	東久留米駅周辺において、都市計画自転車等駐車場の整備を推進することにより、自転車利用者の利便性の向上や放置自転車などの解消につながります。
連続立体交差事業の促進	東京都や周辺自治体、鉄道事業者と連携し、西武池袋線・ひばりヶ丘～東久留米駅付近区間の道路と鉄道の連続立体交差事業を促進することにより、踏切による交通渋滞の緩和につながります。
まちなかウォーカブル推進事業の活用	国土交通省「まちなかウォーカブル推進事業」を活用することにより、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成につながります。
都市開発諸制度の活用	都市開発諸制度を活用した建築物の整備に伴い、歩行者用通路などを整備することにより、安全な歩行者ネットワークの形成につながります。

3. 水と緑

基本目標 水と緑と農がつながり東久留米らしさを彩るまちづくり

主な手法	効 果
都市計画公園・都市計画緑地の整備	都市計画に基づき、公園・緑地の整備を進めることにより、緑の保全・活用、市民の憩いの場の創出等につながります。
特別緑地保全地区制度の活用	指定区域内の建築や宅地造成等の行為規制を行うとともに、土地所有者に対する税制優遇を行うことにより、良好な自然環境の保全につながります。
緑地保全地域制度の活用	指定区域内の建築や宅地造成等の行為規制を行うことにより、良好な樹林地などの保全につながります。
地区計画制度の活用	地区計画制度を活用することにより、地域特性に応じた新たな緑の創出につながります。
生産緑地地区の新規指定・特定生産緑地の指定	地権者への制度の周知を図り、生産緑地地区の新規指定及び特定生産緑地の指定を推進することにより、農地の保全につながります。
都市開発諸制度の活用	都市開発諸制度を活用した建築物の整備に伴い、緑化を推進することにより、緑の創出につながります。
田園住居地域の指定	田園住居地域に指定することにより、農業用施設が建築可能となる一方、農地における一定規模以上の開発が制限され、都市農地と調和した住環境の形成につながります。
新たな地区計画制度（地区計画農地保全条例制度）の活用	農地の保全を図る新たな地区計画制度を活用することにより、農と調和した都市環境の形成につながります。
都市農地貸借円滑化法の活用	制度の周知を図り、農地の貸借を促進することにより、農地の保全や、農業体験や学習の場及び交流の場等としての農地の活用につながります。
緑化地域制度の活用	一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることにより、新たな緑の創出につながります。
市民緑地認定制度の活用	市民や民間事業者等が民有地を「市民緑地」として整備し、一定期間公開することにより、民有地の緑の保全と地域の憩いの場の創出につながります。
農の風景育成地区制度の活用	農地や屋敷林等が比較的まともに残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど、都市計画制度を積極的に活用することにより、農のある風景を将来に引きつづぐことにつながります。

主な手法	効 果
東久留米市宅地開発等に関する条例の運用	整備基準に適合する雨水貯留浸透施設が設置されることにより、地下水の涵養や雨水流出抑制につながります。 また、公園・緑地の整備を推進することにより、新たな緑の創出につながります。
グリーンインフラの活用	樹林地や農地の保全に努めるとともに、グリーンインフラの整備を推進することにより、地下水の涵養や雨水流出抑制につながります。
保存樹木等補助制度の活用	「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、指定されている保存樹木または保存樹林、保存生垣の所有者について、維持管理の補助を行うことにより、市内の貴重な緑の保全につながります。

4. 活力

基本目標 東久留米の魅力を活かすいきいきとしたまちづくり

主な手法	効 果
用途地域等の見直し	社会情勢の変化や地域特性に応じて、適切な用途地域の見直しや建蔽率・容積率の見直しを行うことにより、周辺環境と調和を図りつつ、市民・事業者にとって活用しやすい土地利用の誘導につながります。
特別用途地区の指定	建築基準法の用途制限を強化又は緩和する特別用途地区を指定することにより、土地利用の増進又は環境の保護等につながります。
都市農地貸借円滑化法の活用	制度の周知を図り、意欲ある農業者などへの農地貸借を促すことにより、農業の活性化につながります。
まちなかウォーカブル推進事業の活用	国土交通省「まちなかウォーカブル推進事業」を活用することにより、都市の魅力が向上することで集客力が増し、にぎわいの創出につながります。
文化財の指定	市内の貴重な歴史文化資源を文化財として指定し、保存・活用を促進することにより、本市のイメージアップや地域ブランド力の向上につながります。

5. 安全・安心

基本目標 みんなでつくる安全・安心なまちづくり

主な手法	効 果
地区計画制度の活用	木造住宅密集地域において、地区計画により敷地面積の最低限度を設定することにより、敷地の細分化防止につながります。
土地区画整理事業の活用	土地区画整理事業を活用し、道路や公園といった都市基盤を整備・改善することにより、防災性の向上や脆弱な道路基盤の解消等につながります。
都市開発諸制度の活用	都市開発諸制度を活用した建築物の整備に伴い、災害時の機能継続のために防災備蓄倉庫や自家発電設備を整備するとともに、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保などにより、都市の防災性の向上につながります。
新たな防火規制の活用	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の活用により、木造住宅密集地域における防災性の向上につながります。
無電柱化の推進	無電柱化計画路線(東久留米市無電柱化推進計画(平成31年3月))について、事業を進めることにより、災害時におけるライフラインの確保や、避難救助活動の円滑化につながります。
東久留米市宅地開発等に関する条例の運用	整備基準に適合する雨水貯留浸透施設が設置されることにより、雨水流出抑制や地下水の涵養につながります。
公共下水道(雨水)の整備	「東久留米市公共下水道プラン-第2次-」に基づき、公共下水道(雨水)の整備を進めることにより、浸水対策につながります。
グリーンインフラの活用	緑地や農地の保全に努めるとともに、グリーンインフラの整備を推進することにより、雨水流出抑制や延焼防止、防災上の貴重なオープンスペースの確保につながります。

6. 生活環境

基本目標 豊かな暮らしを実現するまちづくり

主な手法	効 果
地区計画制度の活用	地区計画制度の活用により、景観や周辺環境に配慮した良好な住環境の形成につながります。
建築協定制度の活用	建築協定制度を活用し、敷地面積の最低限度や建築物の色彩・意匠等を規制することにより、良好なまちなみ景観の形成につながります。
無電柱化の推進	無電柱化計画路線（東久留米市無電柱化推進計画（平成31年3月））について、事業を進めることにより、道路空間におけるユニバーサルデザイン化につながります。
住宅セーフティネット制度の活用	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援を行う住宅セーフティネット制度の活用により、住宅確保要配慮者が安心して住むことができる環境の形成につながります。
都市開発諸制度の活用	都市開発諸制度を活用した建築物の整備に伴い、電気自動車などの充電設備の設置や再生可能エネルギーの導入等を行うことにより、CO2の排出削減につながります。
ユニバーサルデザイン化の推進	多くの市民が利用する施設などの建築物について、バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進することにより、だれもが利用しやすい施設づくりにつながります。
景観形成基本計画の策定	景観形成基本計画の策定を市民参加で検討することにより、協働での良好な景観形成につながります。
グリーンインフラの活用	緑地や農地の保全に努めるとともに、グリーンインフラの整備を推進することにより、気温上昇の抑制などにつながります。

《実現化手法例》

第3章 全体構想の「将来都市構造」の中から、特徴的な2つのゾーンについて、活用が可能なまちづくりの主な手法を示すとともに、行政・市民・事業者の関わり方について例示します。

東久留米駅周辺都市機能ゾーン

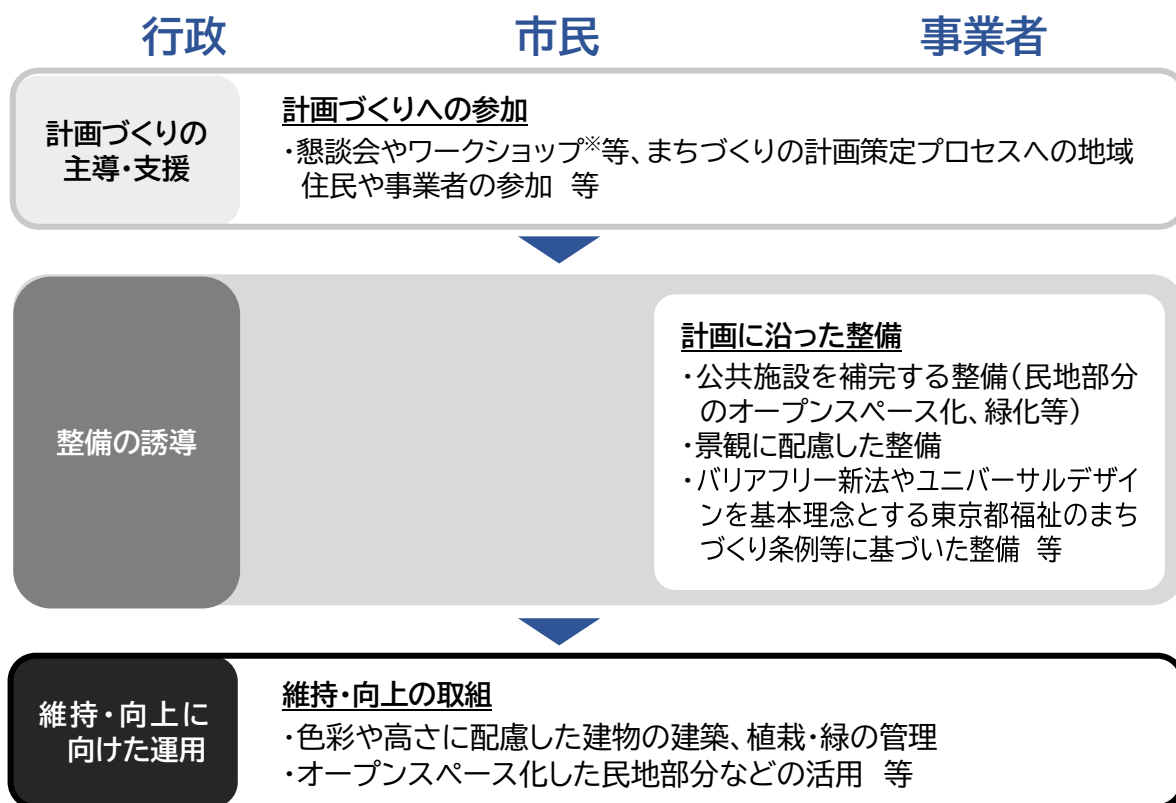
行政機能、商業機能等の中核的な都市機能が集積したゾーンとして、小金井久留米線(都市計画道路東 3・4・19)及び東久留米駅神山線(同東 3・4・20)沿道の適正な土地利用を誘導するとともに、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを推進します。



主な手法

- ・地区計画制度の活用
- ・土地区画整理事業の活用
- ・連続立体交差事業の促進
- ・ユニバーサルデザイン化の推進
- ・まちなかウォーカブル推進事業の活用
- ・景観形成基本計画の策定
- ・都市開発諸制度の活用
- ・グリーンインフラの活用
- ・都市計画自転車等駐車場の整備

行政・市民・事業者の関わり方の例



水と緑との共生ゾーン

水と緑の連続性を持ちながらつなげていくことで、水と緑のネットワークを更に充実させる豊かな水と緑が集積したゾーンとして、魅力を活かした周辺の整備や保全・活用方法の検討を進めます。



主な手法

- ・地区計画制度の活用
- ・都市計画公園・都市計画緑地の整備
- ・緑地保全地域制度の活用
- ・景観形成基本計画の策定
- ・グリーンインフラの活用

行政・市民・事業者の関わり方の例

行政

市民

事業者

計画づくりの
主導・支援

計画づくりへの参加

- ・懇談会やワークショップ※等、まちづくりの計画策定プロセスへの地域住民や事業者の参加 等

整備の誘導

計画に沿った整備

- ・建築物等について、周辺の良い自然環境と一体となった景観形成
- ・雨水貯留浸透施設の設置やグリーンインフラの整備 等

維持・向上に
向けた運用

維持・向上の取組

- ・水と緑の保全維持活動への参加
- ・水と緑を活かした社会教育や普及啓発のイベントの企画・参画 等

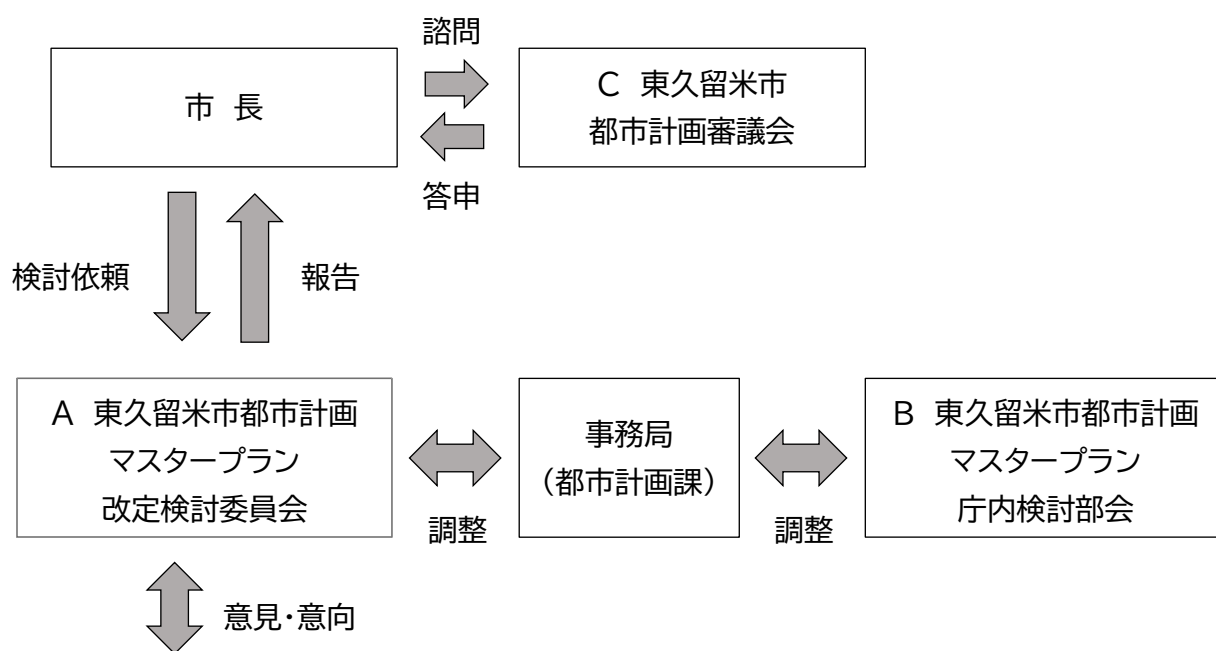
資料編

資料 1 計画の改定にあたって

(1) 改定の経緯

① 改定体制

《 改定体制のイメージ図 》



市民などの参画

D アンケート調査
(市民・中学生・市内事業所・市外居住者)

E 地域別懇談会

F 市民意見聴取
(オンライン説明会・アンケート)

G パブリックコメント

A 東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会

東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱に基づき設置され、学識経験者、市内の各種団体の構成員、公募市民で構成され都市計画マスタープランの改定に関する調査及び検討を行った。

B 東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会

東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱に基づき設置され、庁内での合意形成や部署を横断するような取組の検討等を行った。

C 東久留米市都市計画審議会

東久留米市都市計画審議会条例に基づき設置され、都市計画マスタープランの改定について諮問・答申を行った。

D アンケート調査

本市のまちづくりについて、現状や課題、市民など（市民、中学生、市内事業者、市外居住者）の意向を把握し、課題の整理や今後の施策の方向性等、計画改定にあたり参考とするため、アンケート調査を実施した。

E 地域別懇談会

地域ごとに地域の課題を把握するため、市内を 8 つの地域に分け、懇談会を開催した。

F 市民意見聴取

全体構想及び地域別構想の素案（たたき台）について、市民意見を聴取し、成案の策定に向け改定検討委員会の検討材料とするため、オンラインでの説明会や郵送配布回収方式などでのアンケートを実施した。

G パブリックコメント

素案が完成した段階で、広く市民などから意見を求め、意見募集終了後、「提出された意見の概要」及び「提出された意見に対する市長の考え方」について公表した。

② 改定の経過

A 東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会

年	月 日	内 容
令和 2 年 (2020)	7 月 27 日	第 1 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:まちづくりについて、改定の進め方について、現状の整理について、意見交換
	9 月 30 日	第 2 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:改定の流れについて、まちづくりの課題の整理について、地域区分について、地域別懇談会の実施について
	11 月 19 日	第 3 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:まちづくりの目標及び都市の骨格構造案について、分野別の課題における次期計画での取組案について、地域別懇談会の実施について
令和 3 年 (2021)	3 月 25 日	第 4 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:第 1 回地域別懇談会実施結果について、全体構想(素案)について
	5 月 17 日	第 5 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:全体構想(素案)について、地域別構想(素案)について、市民意見聴取の実施について
	7 月 12 日	第 6 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:市民意見聴取の結果について、全体構想及び地域別構想(素案)について、実現化方策(素案)について、表紙(案)について
	8 月 11 日	第 7 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:東久留米市都市計画マスタープラン(素案)について、表紙(案)について、パブリックコメントの実施について
	10 月 11 日	第 8 回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会 主な議題:パブリックコメントの結果について、東久留米市都市計画マスタープラン(案)について、表紙(案)について



B 東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会

年	月 日	内 容
令和 2 年 (2020)	7 月 2 日	第 1 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会 主な議題:都市計画マスタープランの改定について、現状の整理と課題について、地域区分について
	10 月 26 日	第 2 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会 主な議題:都市計画マスタープラン改定検討委員会について、まちづくりの目標及び都市の骨格構造について、分野別の課題における次期計画での取組案について、地域別懇談会の実施について
令和 3 年 (2021)	2 月 18 日	第 3 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会(書面開催) 主な議題:全体構想(素案)について、第 1 回地域別懇談会の実施結果について
	4 月 28 日	第 4 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会(書面開催) 主な議題:東久留米市都市計画マスタープラン全体構想(素案)について、東久留米市都市計画マスタープラン地域別構想(素案)について、東久留米市都市計画マスタープラン全体構想及び地域別構想の素案に係る市民意見聴取について
	7 月 1 日	第 5 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会 主な議題:市民意見聴取の結果について、実現化方策について
	7 月 29 日	第 6 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会 主な議題:東久留米市都市計画マスタープラン(素案)について、パブリックコメントの実施について
	10 月 1 日	第 7 回東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会 主な議題:パブリックコメントの結果について、東久留米市都市計画マスタープラン(案)について

C 東久留米市都市計画審議会

年	月 日	内 容
令和 2 年 (2020)	11 月 18 日	第 1 回東久留米市都市計画審議会勉強会 主な議題:東久留米市都市計画マスタープランの改定について、まちづくりの課題の整理について、地域区分について、地域別懇談会の実施について
令和 3 年 (2021)	5 月 21 日	第 2 回東久留米市都市計画審議会勉強会(書面開催) 主な議題:全体構想及び地域別構想素案(たたき台)について、市民意見聴取の概要について
	7 月 15 日	第 3 回東久留米市都市計画審議会勉強会(書面開催) 主な議題:市民意見聴取の結果について、全体構想及び地域別構想(素案)について、実現化方策(素案)について
	10 月 20 日	第 38 回東久留米市都市計画審議会 議案:東久留米市都市計画マスタープランの改定について

D アンケート調査

実 施 概 要

● 市民アンケート

【実施期間】令和元年12月23日(月)[発送]～令和2年1月17日(金)[回収]

【対 象】市内在住の18歳以上の市民(令和元年10月現在の住民基本台帳ベース)について、
前計画の地域区分(8地域)の人口、性別、年齢等を考慮し3,000人を無作為抽出

【内 容】分野別満足度・重要度、まちづくりについて等

【回 収 数】1,026部(回収率:34.2%)

<地域別の内訳>

地域	配布数	回収数	回収率
北東部	279	110	39.4%
南東部	247	71	28.7%
駅周辺	291	99	34.0%
北部	496	127	25.6%
中央部	371	162	43.7%
南部	483	172	35.6%
西部	458	151	33.0%
北西部	375	120	32.0%
無回答	-	10	-
不明	-	4	-

(注)「不明」は町名のみ回答のため地域区分の判断ができなかった票数

● 中学生アンケート

【実施期間】令和2年2月12日(水)[各中学校へ配布]～令和2年2月21日(金)[回収]

【対 象】市立中学校に在学する第2学年(普通学級及び特別支援学級)801人

【内 容】分野別満足度・重要度、居留意向、市の好きなところ、まちづくりへの参加意向等

【回 収 数】739部(回収率:92.3%)

<学校別の内訳>

学校名	配布数	回収数	回収率
久留米	147	139	94.6%
東	64	54	84.4%
西	143	134	93.7%
南	140	128	91.4%
大門	95	91	95.8%
下里	95	86	90.5%
中央	117	107	91.5%

● 事業者アンケート

【実施期間】令和元年12月23日(月)[発送]～令和2年1月31日(金)[回収]

【対象】東久留米市内で事業を行っている従業者数50名超の64事業所

【内容】経営動向、事業環境、まちづくりについて等

【回収数】10部(回収率:15.6%)

● 市外居住者アンケート

【実施期間】令和元年12月23日(月)[発送]～令和2年1月31日(金)[回収]

【対象】東久留米市内で事業を行っている従業者数50名超の64事業所に勤めている市外居住者640名(各事業所10名ずつ、対象者は事業者側で任意に選定)

【内容】市内施設の利用状況、東久留米市の印象、不満点、居住意向等

【回収数】63部(回収率:9.8%)

E 地域別懇談会

実施概要

【実施期間】令和2年12月13日(日)～令和3年1月末

【対象】市民及び市内で事業・活動等を行っている者

【内容】地域の課題とニーズ等について

【各回の概要】

年	日時	地域	会場	参加者数
令和2年 (2020)	12月13日(日) 10時～12時	西部・ 北西部	わくわく健康プラザ(1階講堂)	11名
	12月20日(日) 10時～12時	駅周辺	市役所(701会議室)	7名
	12月20日(日) 15時～17時	北部・ 中央部	市役所(701会議室)	6名
令和3年 (2021)	1月16日(土) 10時～12時	北東部・ 南東部	令和3年1月7日の新型コロナウイルス 感染症緊急事態宣言の発出を踏まえ、 1月16日及び18日の懇談会について は、手法を変更し、会場での開催では なく、事前申込者に対し懇談会資料及 びご意見用紙を送付し、1月末までを目 途としてご意見を頂くこととした。	5名
	1月16日(土) 15時～17時	南部		6名
	1月18日(月) 19時～21時30分	全地域		11名
				計46名

【その他】

地域別懇談会の開催に合わせ、以下を実施した。

(1)市ホームページで説明会と同じ内容の説明動画を配信し、メールなどで意見受付

・説明動画再生回数:138 回(令和 3 年 1 月末時点)

・ご意見:3 件

(2)上の原連絡所、東部地域センター、南部地域センター、西部地域センター及び市役所 5 階都市計画課窓口に、懇談会資料・ご意見回収箱を設置し、意見受付

・ご意見なし

F 市民意見聴取

実施概要

【実施期間】令和 3 年 6 月 1 日(火)[発送]～令和 3 年 6 月 11 日(金)[回収]

※上記期間中に説明動画を配信したほか、オンライン説明会を 6 月 6 日(日)、6 月 8 日(火)に実施

【対象】市民及び市内で事業・活動等を行っている者

【内容】全体構想及び地域別構想の素案(たたき台)について

【手法ごとの概要】

(1)資料及びご意見用紙の送付

実施方法	対象者数	回答件数
希望者に対し、郵送配布・回収方式により意見聴取(アンケートフォームでの回答も可)	6 名	アンケート用紙での回答: 103 件 アンケートフォームでの回答: 34 件
令和 3 年 5 月 1 日時点で 18 歳以上の市民 400 名(50 名×8 地域)を年代・性別の比率を考慮し抽出、郵送配布・回収方式により意見聴取(アンケートフォームでの回答も可)	400 名	
令和 2 年度に実施した第 1 回地域別懇談会参加者に対し、郵送配布・回収方式により意見聴取(アンケートフォームでの回答も可)	37 名	
青少年健全育成協議会会長に対し、郵送配布・回収方式により意見聴取(アンケートフォームでの回答も可)	7 名	
都市と農の共生ゾーンにおける生産緑地所有者に対し、郵送配布・回収方式により意見聴取(アンケートフォームでの回答も可)	12 名	
	計 462 名	計 137 件

(2)ホームページでの資料公開及び説明動画配信

素案(たたき台)についての説明動画を配信、アンケートフォームで意見受付

・説明動画再生回数:59 回(令和 3 年 6 月末時点)

(3)ご意見箱の設置

地域センターなどに資料、アンケート用紙と共にご意見箱を設置し、意見聴取を行った。

・ご意見箱設置場所:都市計画課窓口、上の原連絡所、東部・南部・西部地域センター

・回答件数:2件

(4)オンライン説明会

年	日時	地域	手法	参加者数
令和3年 (2021)	6月6日(日) 14 時～15 時 50 分	全地域	Web 会議システムを使用し、双方向コミュニケーションを取りながら、意見聴取	3名
	6月8日(火) 19 時～20 時	全地域		1名

G パブリックコメント

実 施 概 要	
【実 施 期 間】	令和3年9月1日(水)～令和3年9月21日(火)[21日間]
【対 象】	市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に事務所又は事業所に勤務する方、市内の学校に在学する方、その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方
【内 容】	東久留米市都市計画マスタープラン(素案)について
【意見提出者数】	6名
【意 見 件 数】	9件

(2) 東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会及び庁内検討部会

① 東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市における都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の改定を行うため、東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会(以下「改定検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 改定検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。

(1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 改定検討委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者2人以内

(2) 市内の各種団体の構成員7人以内

(3) 市民4人以内

3 前項第3号の市民は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 改定検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3第2項第1号の学識経験を有する者のうちから市長の指名により定める。

3 委員長は、改定検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 改定検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 改定検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(会議の公開)

第7 改定検討委員会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 東久留米市情報公開条例(平成12年東久留米市条例第6号)第7条に規定する非開示情報を含む場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認める場合で、改定検討委員会の議決により、その会議の全部又は一部を公開しないとしたとき。

(報償)

第8 改定検討委員会の委員に対しては、予算の範囲内で謝金を支給する。

(作業部会)

第9 第2に掲げる事項の調査及び検討を行うにあたり必要があると認めるときは、改定検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会員は、委員長が指名する。

(検討部会)

第10 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は都市建設部長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。
- 4 部会長は、検討部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第11 改定検討委員会、作業部会及び検討部会の庶務は、都市建設部都市計画課において行う。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、改定検討委員会の運営において必要な事項は委員長が、検討部会において必要な事項は部会長が定める。

付則

- 1 この訓令は、令和2年4月7日から施行する。
- 2 この訓令の施行後、最初の会議において市長が委員長を指名するまでの改定検討委員会の招集は、第6第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日をもって、その効力を失う。

② 委員名簿

● 東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会

委員長	むらかみ まさひろ 村上 正浩	学識経験を有する者
副委員長	むらやま こういち 村山 公一	学識経験を有する者
委員	あらしま ひさと 荒島 久人	市内の各種団体の構成員
委員	うめもと かじこ 梅本 富士子	市内の各種団体の構成員
委員	えびさわ よしあき 海老沢 義昭	市内の各種団体の構成員
委員	さいとう まさと 齋藤 正人	市内の各種団体の構成員
委員	すがや てるみ 菅谷 輝美	市内の各種団体の構成員
委員	やくし のぶこ 薬師 信子	市内の各種団体の構成員
委員	やました まさあき 山下 雅章	市内の各種団体の構成員
委員	あかもと けいご 赤本 啓護	公募市民
委員	いちかわ とおる 市川 徹	公募市民
委員	いとう じゅんいち 伊藤 純一	公募市民
委員	くりばやし ひろし 栗林 弘	公募市民

● 東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会(別表第 10 関係)

部会長	都市建設部長
副部会長	都市建設部道路計画課長
部会員	企画経営室企画調整課長
	総務部総務課長
	市民部産業政策課長
	環境安全部防災防犯課長
	環境安全部環境政策課長
	福祉保健部福祉総務課長
	子ども家庭部子育て支援課長
	都市建設部管理課長
	都市建設部施設建設課長
	教育部教育総務課長

資料 2 分野別の基礎データ

(1) 土地利用

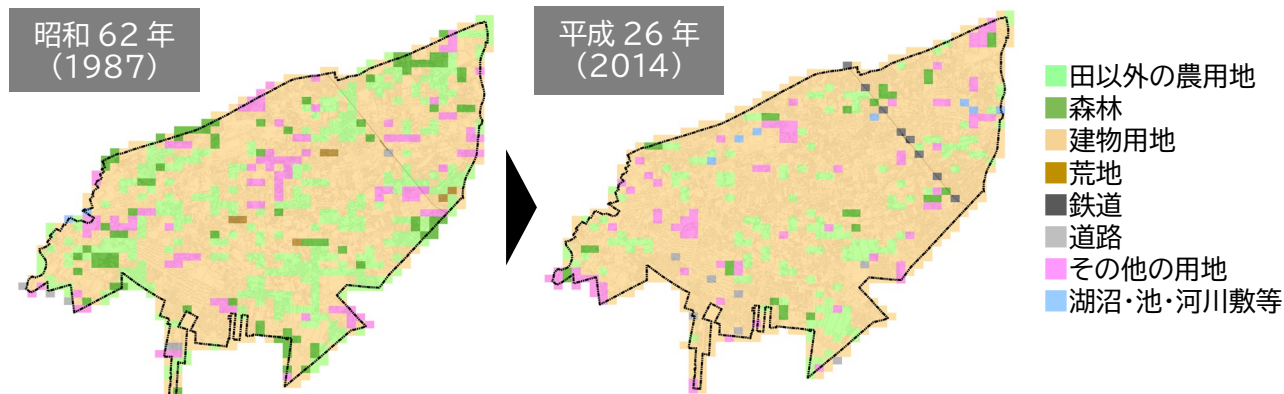
① 現況

○昭和 62(1987)年から平成 26(2014)年までの間で、農用地などの自然的土地利用は約 30%から約 14%に、住宅地などの都市的土地利用は約 68%から約 86%に変化し、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。

○空き家率が4%を超える地域があります。

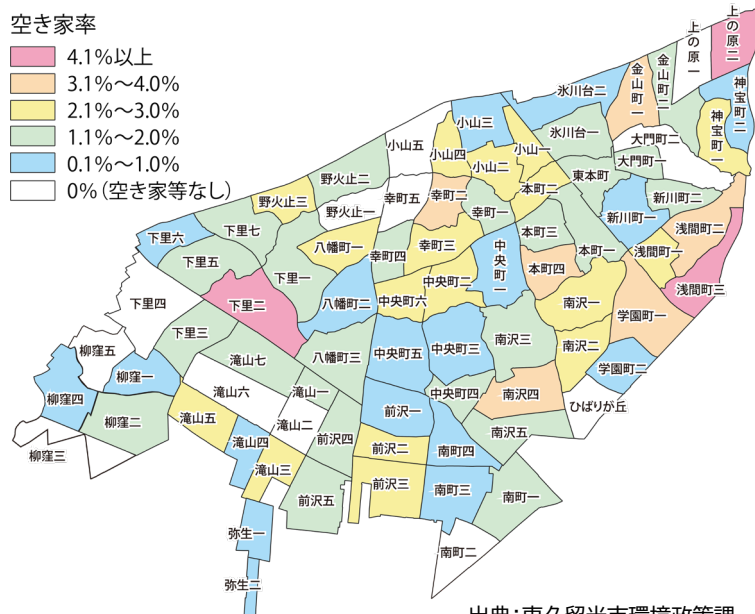
○多摩地域の平均と比較して、商業系・工業系の用途地域の割合が低くなっています。

≪ 土地利用メッシュ ≫

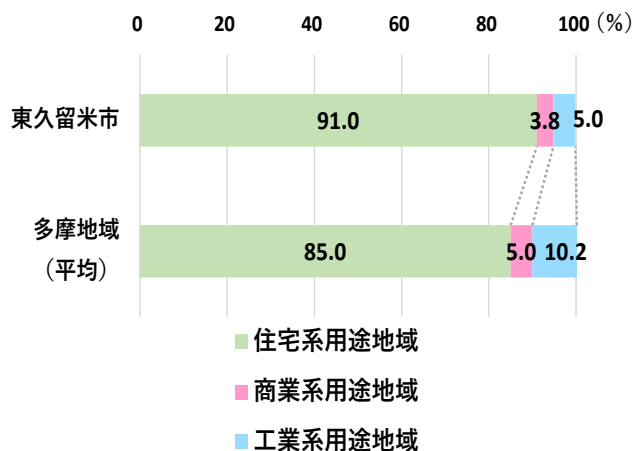


出典：国土数値情報(土地利用メッシュ)(昭和 62(1987)年・平成 26(2014)年)をもとに作成

≪ 町丁目別空き家率 ≫



≪ 用途地域の割合 ≫

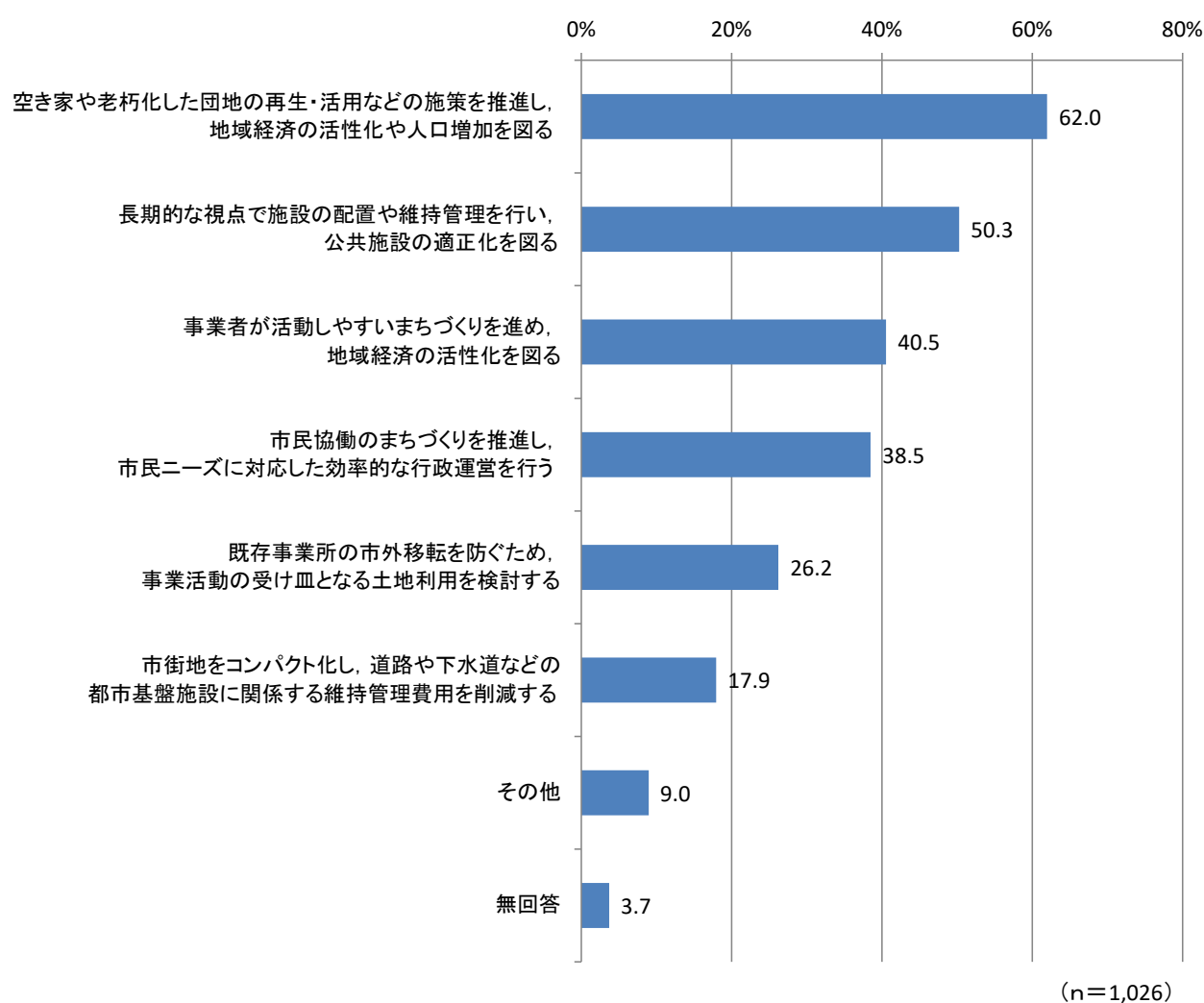


出典：東久留米市都市計画課及び東京都都市整備局「事業概要 巻末資料(令和2年版)」をもとに作成
(注)小数点以下第 2 位で四捨五入しているため合計は 100%と一致しない。

② 市民アンケート調査結果

○持続可能なまちづくりに向けて力を入れていくべき取組は、「空き家や老朽化した団地の再生・活用などの施策を推進し、地域経済の活性化や人口増加を図る」が 62.0%と最も多く、次いで「長期的な視点で施設の配置や維持管理を行い、公共施設の適正化を図る」が 50.3%となっています。

《 持続可能なまちづくりに向けて必要な取組 》



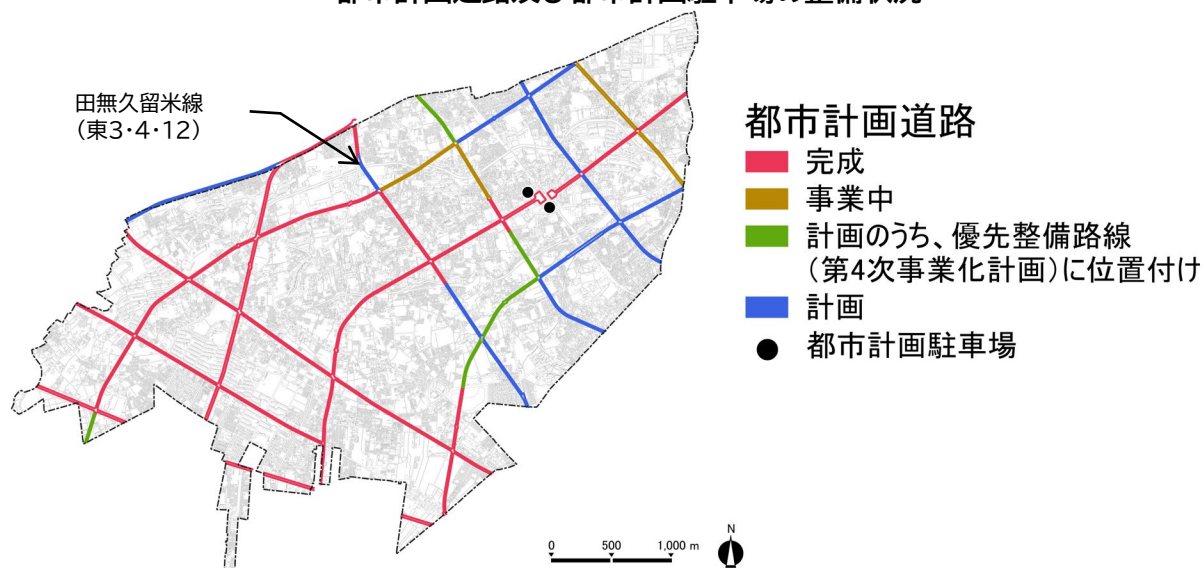
出典：市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

(2) 交通

① 現況

- 都市計画道路整備率は約 61.3%(約 20.1km)(令和 3(2021)年 10 月時点)となっており、田無久留米線(都市計画道路東3・4・12)より北東部の多くが計画段階です。
- 恒常的な自転車駐車場の確保に向けて、平成 30(2018)年 3 月に策定した「東久留米駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、都市計画駐車場の整備に着手しています。
- 公共交通空白地域は、一団のまとまりではなく、交通利便性の高い地域の狭間に存在しています。公共交通空白地域の解消・高齢者及び子育て世帯の移動支援のため、デマンド型交通「くるぶー」の実験運行を令和2(2020)年 3 月に開始しています。

《 都市計画道路及び都市計画駐車場の整備状況 》



《 公共交通空白地域(バス停から半径 300m・鉄道駅から半径 700m) 》

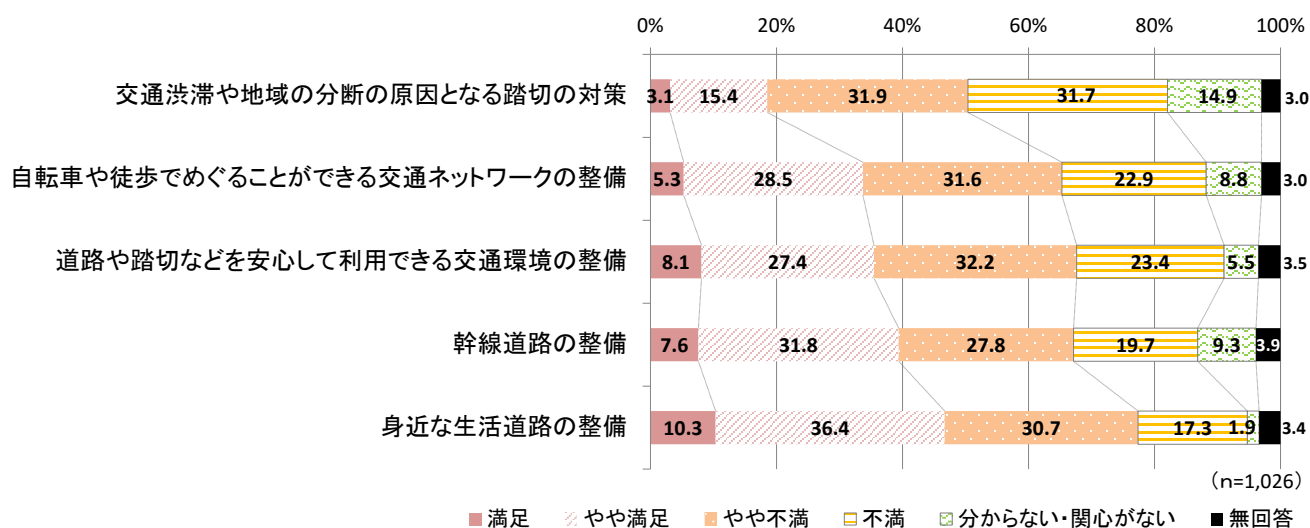


出典：東久留米市デマンド型交通の
実験運行に向けた運営方針
(平成 31(2019)年2月)

② 市民アンケート調査結果

○交通に関する満足度は、「交通渋滞や地域の分断の原因となる踏切の対策」「自転車や徒歩でめぐることができる交通ネットワークの整備」「道路や踏切などを安心して利用できる交通環境の整備」「幹線道路の整備」「身近な生活道路の整備」の順番に満足度が低くなっています。

《 交通に関する満足度 》



出典：市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

(3) 水と緑

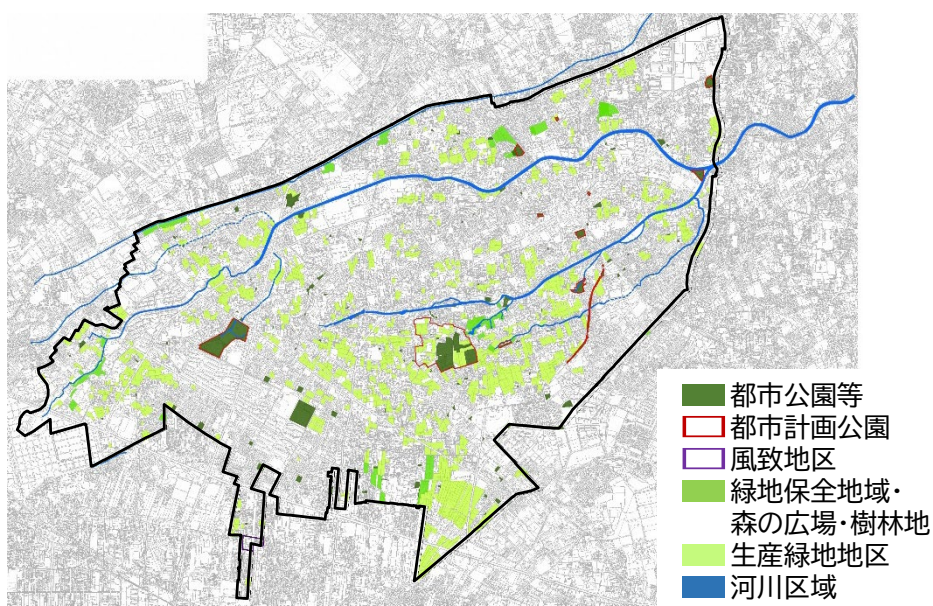
① 現況

○平成 29(2017)年 3 月末時点で、市全域に 137 の公園、緑地が位置しており、供用面積は約 32ha となっています。市のほぼ中心には、北多摩地域における緑の拠点として六仙公園の整備が進められ、一部が開園しています。

○農業従事者の高齢化などにより農地・生産緑地共に減少傾向にあります。

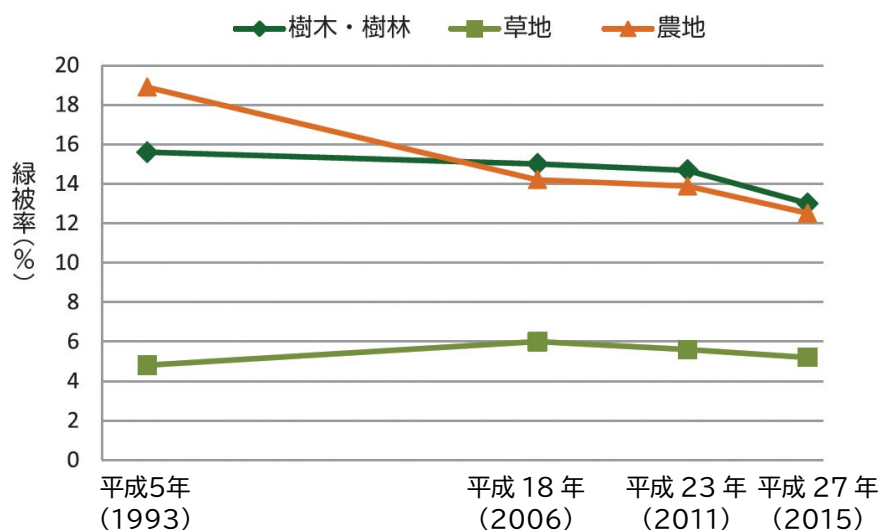
○湧水点は黒目川や落合川、立野川沿い等に点在しています。

《 緑地現況図 》



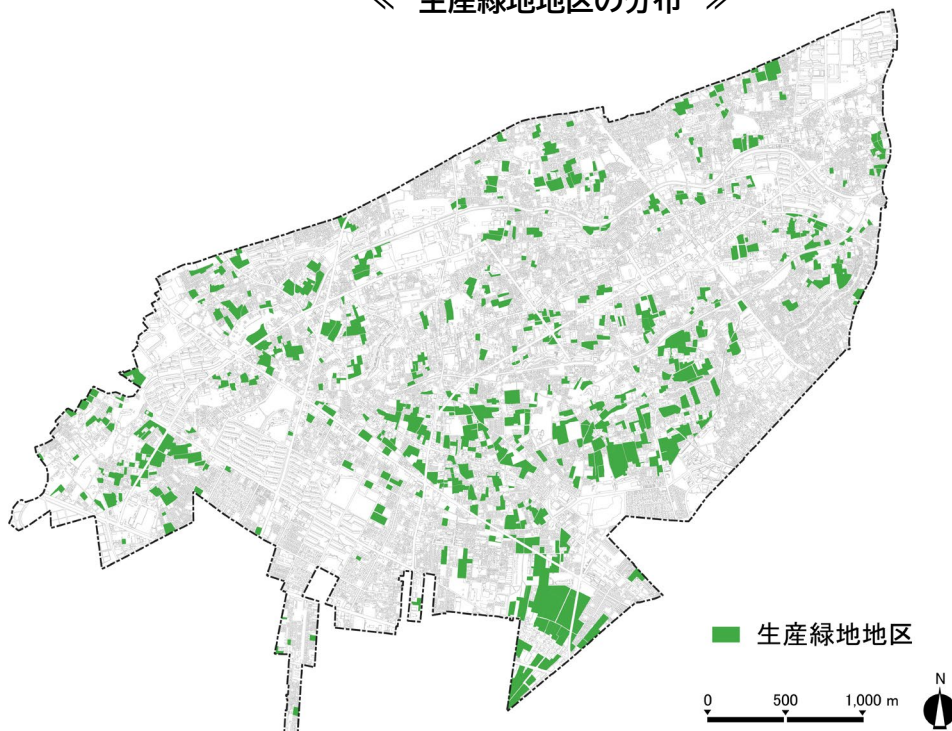
出典：東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略(平成 30(2018)年 3 月)

《 緑被率の推移 》



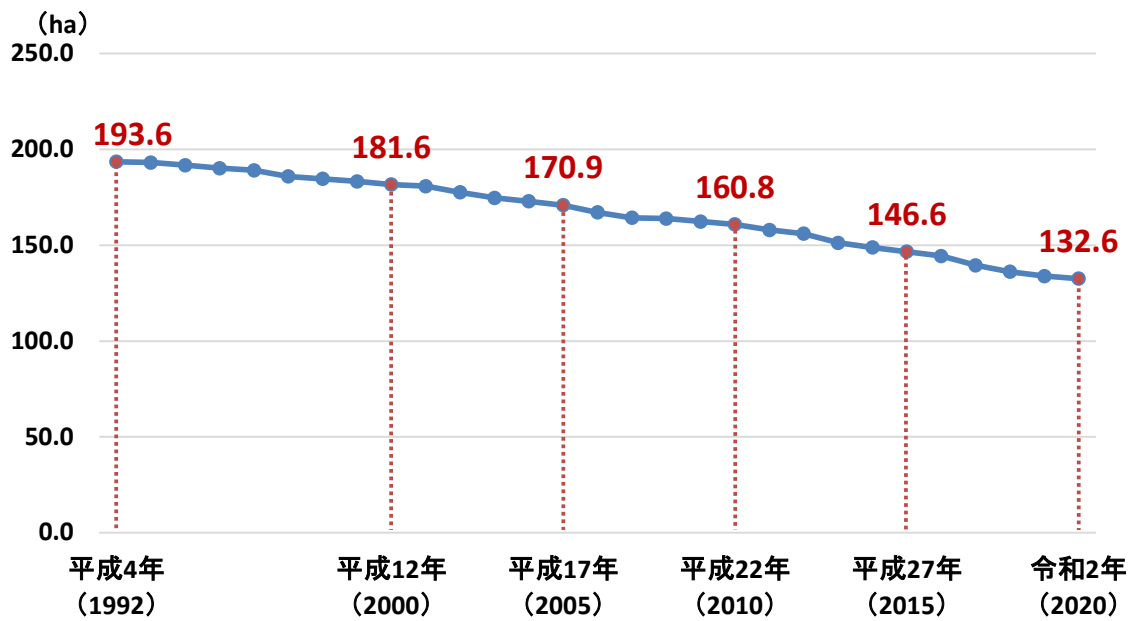
出典：東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略(平成 30(2018)年 3 月)

《 生産緑地地区の分布 》



出典:東久留米市都市計画課(令和2(2020)年)

《 生産緑地地区の面積の推移 》

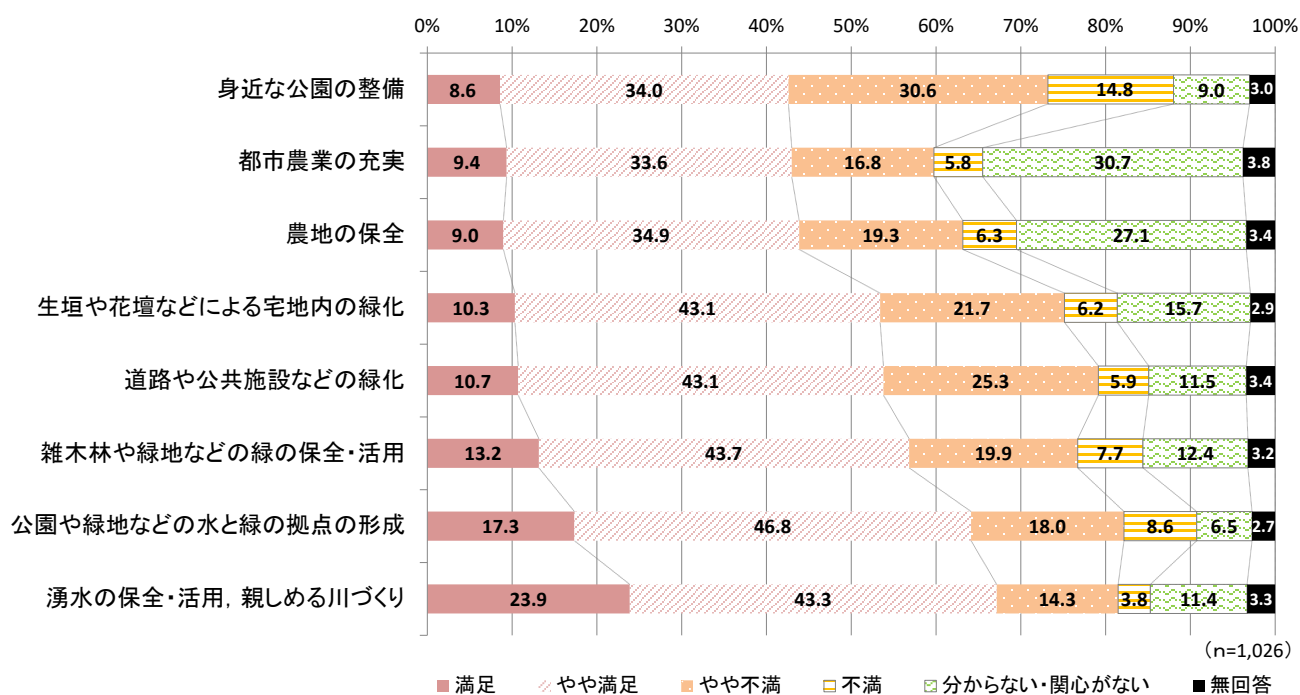


出典:東久留米市都市計画課(令和2(2020)年)

② 市民アンケート調査結果

○水と緑に関する満足度は、「身近な公園の整備」「都市農業の充実」「農地の保全」が5割以下で、「生垣や花壇などによる宅地内の緑化」「道路や公共施設などの緑化」「雑木林や緑地などの緑の保全・活用」「公園や緑地などの水と緑の拠点の形成」「湧水の保全・活用、親しめる川づくり」が5割を超えています。

《 水と緑に関する満足度 》

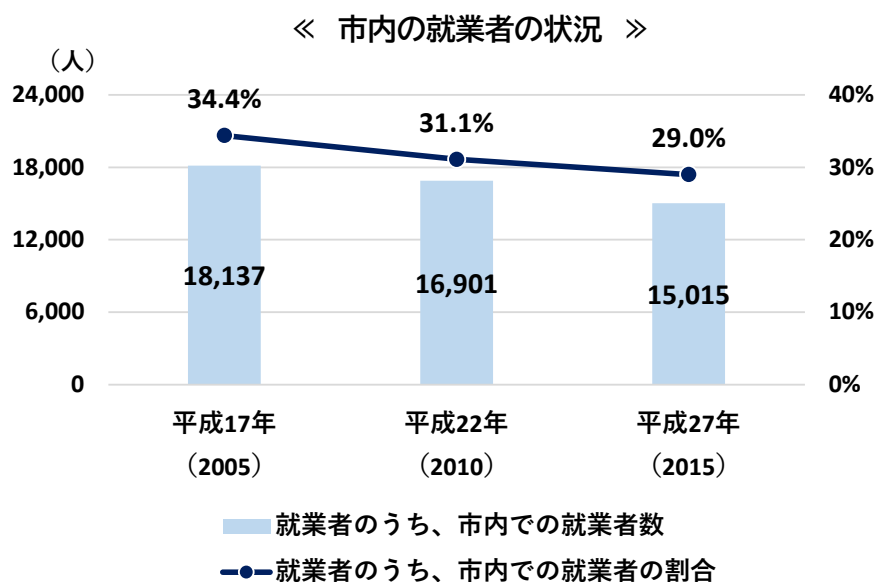


出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

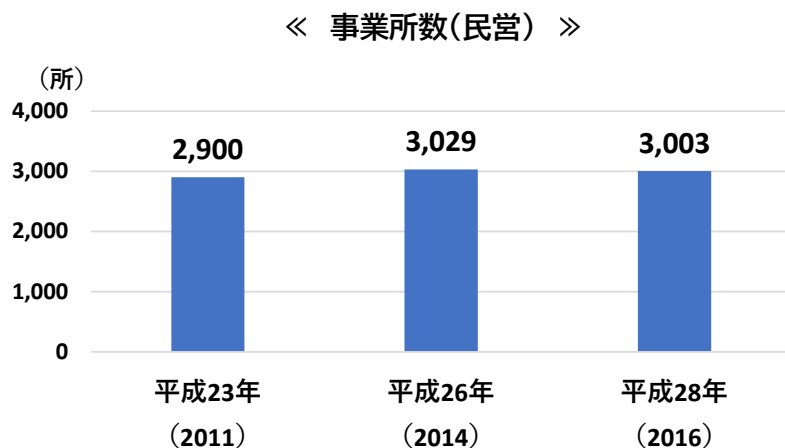
(4) 活力

① 現況

- 就業者(市民)のうち市内で就業する割合は、減少傾向にあります。
- 事業所数は横ばいで推移しています。
- 財政は、目的別歳出の内訳では民生費が、性質別歳出の内訳では、義務的経費のうちの扶助費が大幅に増加しており、少子高齢化などの影響で、今後も増加するものと思われます。
- 市内には、黒目川等の水辺や竹林公園をはじめ、落合川と南沢湧水群といった水と緑の資源があります。文化財は、国登録有形文化財の村野家住宅、都選定歴史的建造物の自由学園内の建造物等、都指定文化財の新山遺跡や下里本邑遺跡、米津家大名墓所のほか、多数の市指定文化財が分布しています。



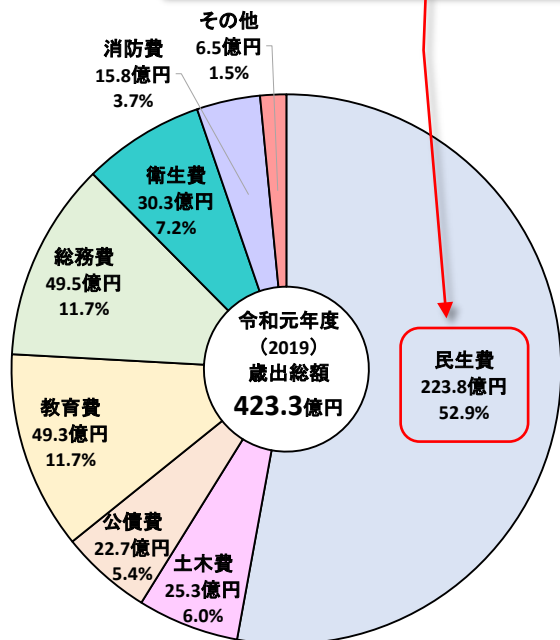
出典: 国勢調査をもとに作成



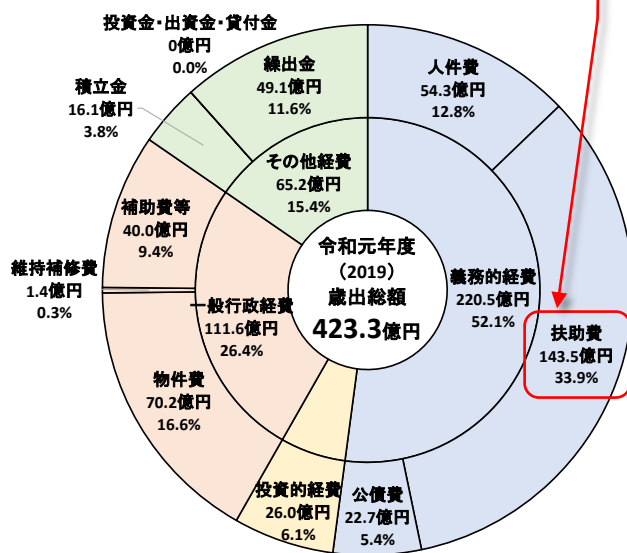
出典: 経済センサス基礎調査をもとに作成

≪ 目的別歳出額の内訳(令和元(2019)年度) ≫ ≪ 性質別歳出額の内訳(令和元(2019)年度) ≫

平成 18(2006)年度と比べて
民生費が占める構成比は
36.9% ⇒ 52.9%に増加

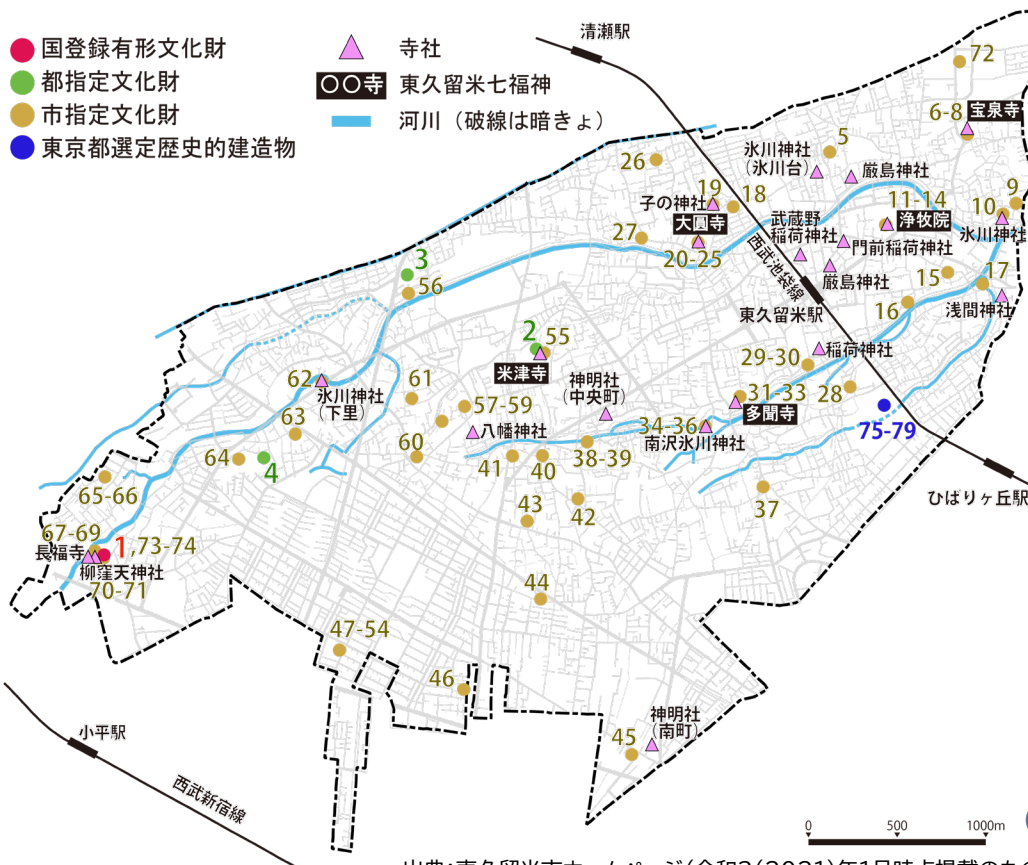


平成 18(2006)年度と比べて
扶助費が占める構成比は
17.2% ⇒ 33.9%に増加



出典: 令和元(2019)年決算カード

≪ 文化財等の分布 ≫



出典: 東久留米市ホームページ(令和3(2021)年1月時点掲載のもの)をもとに作成

≪ 文化財等一覧 ≫

● 国登録有形文化財

No.	名称	分類
1	村野家住宅	建造物

● 都指定文化財

No.	名称	分類
2	米津家大名墓所	史跡
3	下里本邑遺跡	史跡
4	新山遺跡	史跡

● 市指定文化財

No.	名称	分類
5	庚申塔	有形民俗文化財
6	地藏菩薩	有形民俗文化財
7	石幢六地藏	有形民俗文化財
8	板絵弁財天十五童子図	有形文化財
9	地藏菩薩	有形民俗文化財
10	神山囃子	無形民俗文化財
11	浄牧院旧山門	有形文化財
12	神谷家墓所	史跡
13	鈴木家墓所	史跡
14	浄牧院のカヤ	天然記念物
15	庚申塔	有形民俗文化財
16	不動明王	有形民俗文化財
17	廻国供養塔	有形民俗文化財
18	小山台遺跡	史跡
19	小山囃子	無形民俗文化財
20	庚申塔	有形民俗文化財
21	庚申塔	有形民俗文化財
22	馬頭観世音塔	有形民俗文化財
23	旧下里村穀櫃	有形民俗文化財
24	石橋供養塔	有形民俗文化財
25	月待板碑	有形文化財
26	富士講関係文書	有形文化財
27	力石・石橋供養塔	有形民俗文化財
28	武蔵野鉄道引き込み線跡	旧跡
29	庚申塔	有形民俗文化財
30	常夜燈	有形民俗文化財
31	共立学校跡	旧跡
32	多聞寺山門	有形文化財
33	多聞寺三代住職逆修供養板碑	有形文化財
34	南沢獅子舞	無形民俗文化財
35	加藤清正虎退治絵馬	有形文化財
36	承応三年棟札	有形文化財
37	庚申塔	有形民俗文化財
38	庚申塔	有形民俗文化財
39	石橋廻国供養塔	有形民俗文化財

● 市指定文化財

No.	名称	分類
40	弁財天碑	有形民俗文化財
41	地藏菩薩	有形民俗文化財
42	地藏菩薩	有形民俗文化財
43	地藏菩薩石像	有形民俗文化財
44	庚申塔	有形民俗文化財
45	庚申塔	有形民俗文化財
46	北多摩陸軍通信所跡	旧跡
47	多聞寺前遺跡出土品一括	有形文化財
48	明治時代各村地引絵図	有形文化財
49	天正十一年板碑	有形文化財
50	向山遺跡出土品一括	有形文化財
51	神明山南遺跡出土品一括	有形文化財
52	六仙遺跡出土品一括	有形文化財
53	地租改正取調野帳	有形文化財
54	里道調	有形文化財
55	米津寺開山大愚和尚肖像画	有形文化財
56	下里本邑遺跡出土品一括	有形文化財
57	旧延命寺跡民間信仰石造物群	有形民俗文化財
58	十三仏板碑	有形文化財
59	楊柳沢御殿跡	旧跡
60	成蹊学校跡	旧跡
61	阿弥陀如来立像画像板碑	有形文化財
62	下里囃子	無形民俗文化財
63	馬頭観世音塔	有形民俗文化財
64	新山遺跡出土品一括	有形文化財
65	地藏菩薩	有形民俗文化財
66	筆子塚	史跡
67	庚申塔	有形民俗文化財
68	石橋供養塔	有形民俗文化財
69	地藏菩薩石像	有形民俗文化財
70	柳窪囃子	無形民俗文化財
71	柳窪梅林の碑	史跡
72	海軍大和田通信隊跡	旧跡
73	村野家住宅建築関係文書	有形文化財
74	村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞資料	有形民俗文化財

● 東京都選定歴史的建造物

No.	名称
75	自由学園女子部食堂
76	自由学園女子部体操館
77	自由学園女子部講堂
78	自由学園男子部体育館
79	自由学園初等部食堂

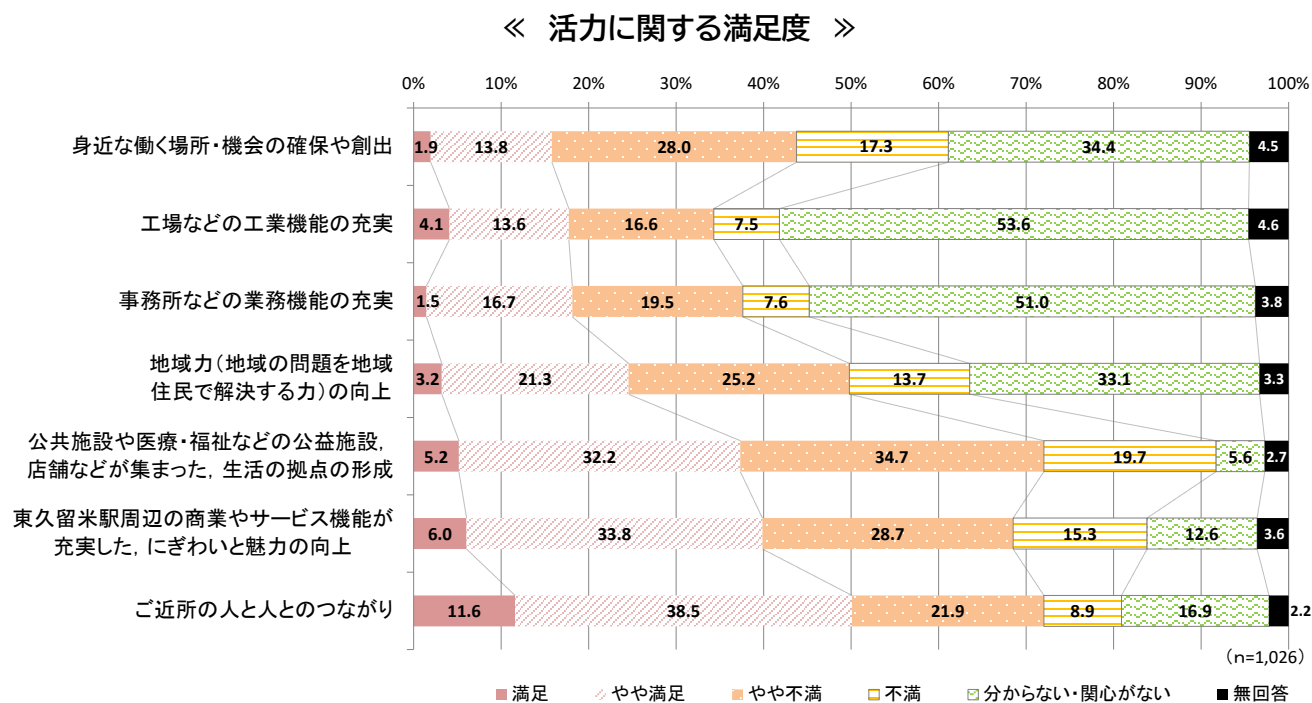
（注）東京都選定歴史的建造物：建築後 50 年を経過した歴史的価値を有する建造物（文化財は除く）で景観上重要なものを「東京都選定歴史的建造物」として東京都が選定したもの。

国の登録有形文化財：保存および活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」。届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。

東久留米七福神：浄牧院（大黒天尊）、大圓寺（寿老尊・福祿寿尊・恵比寿尊）、多聞寺（毘沙門天）、米津寺（布袋尊）、宝泉寺（弁財天）。

② 市民アンケート調査結果

〇活力に関する満足度は、「ご近所の人と人とのつながり」以外は、5割を下回っています。



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

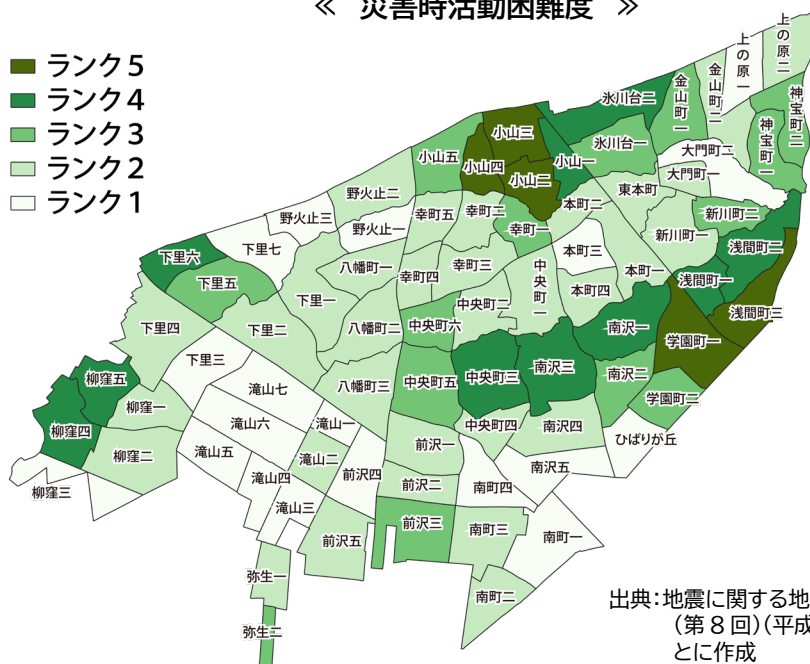
(5) 安全・安心

① 現況

- 道路基盤から評価した際の災害時活動困難度が高い地域や木造住宅の密度が高い地域等の防災上の課題を有している地域があります。
- 浸水予想区域や土砂災害警戒区域等、近年懸念されている都市型災害リスクが高いと考えられている地域があります。

《 災害時活動困難度 》

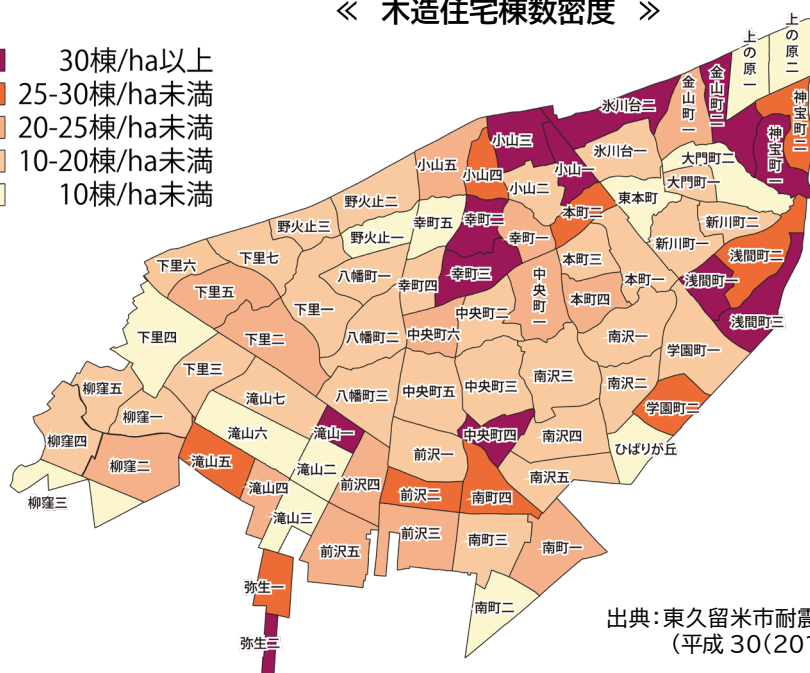
- ランク5
- ランク4
- ランク3
- ランク2
- ランク1



出典：地震に関する地域危険度測定調査報告書
(第8回)(平成30(2018)年2月)をも
とに作成

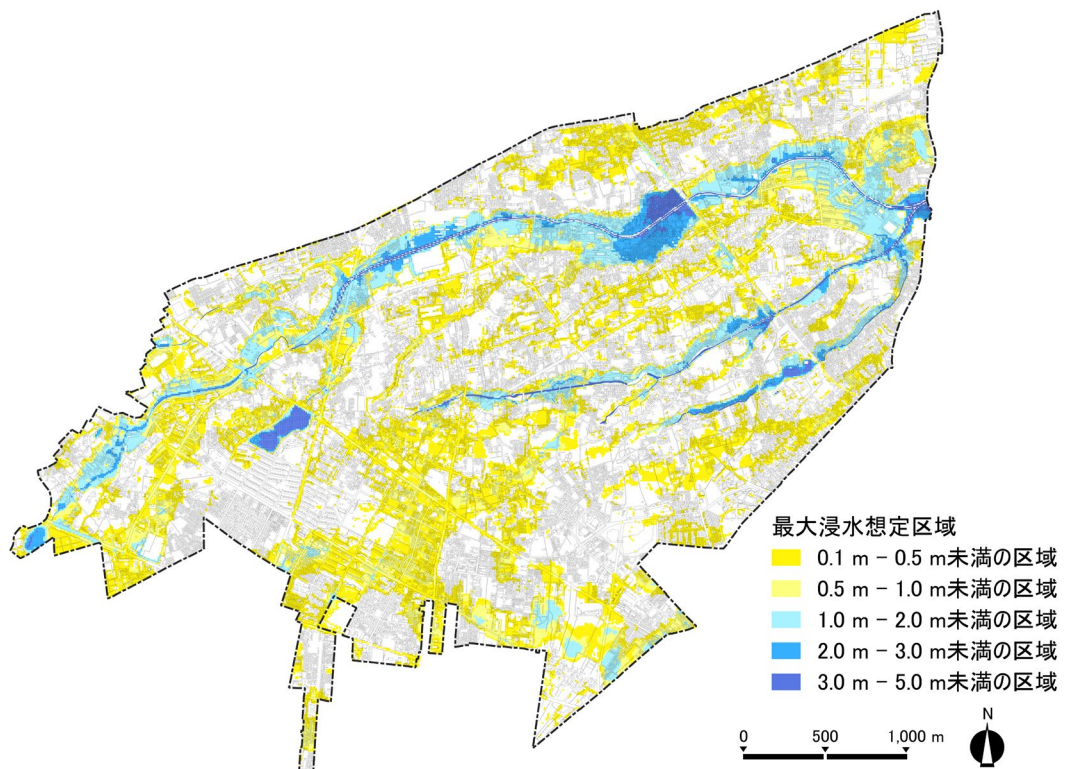
《 木造住宅棟数密度 》

- 30棟/ha以上
- 25-30棟/ha未満
- 20-25棟/ha未満
- 10-20棟/ha未満
- 10棟/ha未満

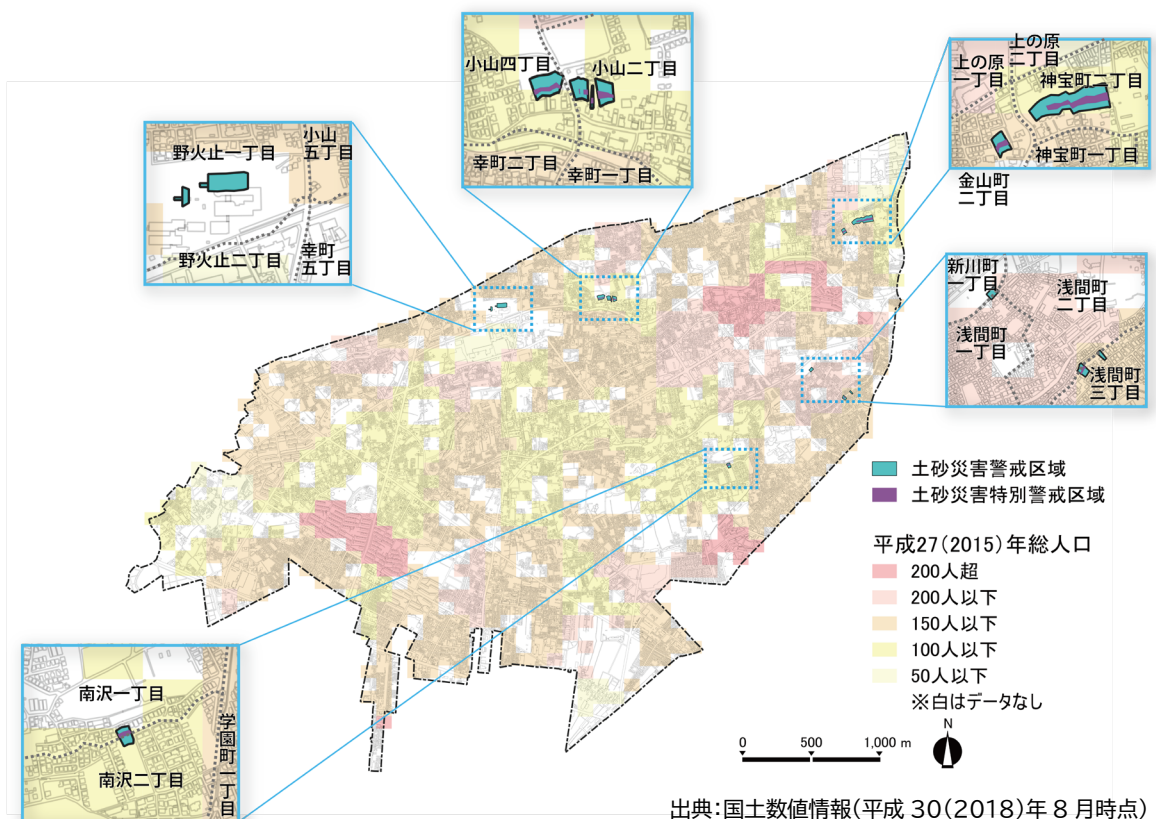


出典：東久留米市耐震改修促進計画検証報告書
(平成30(2018)年12月)

≪ 洪水ハザードマップ ≫



≪ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ≫

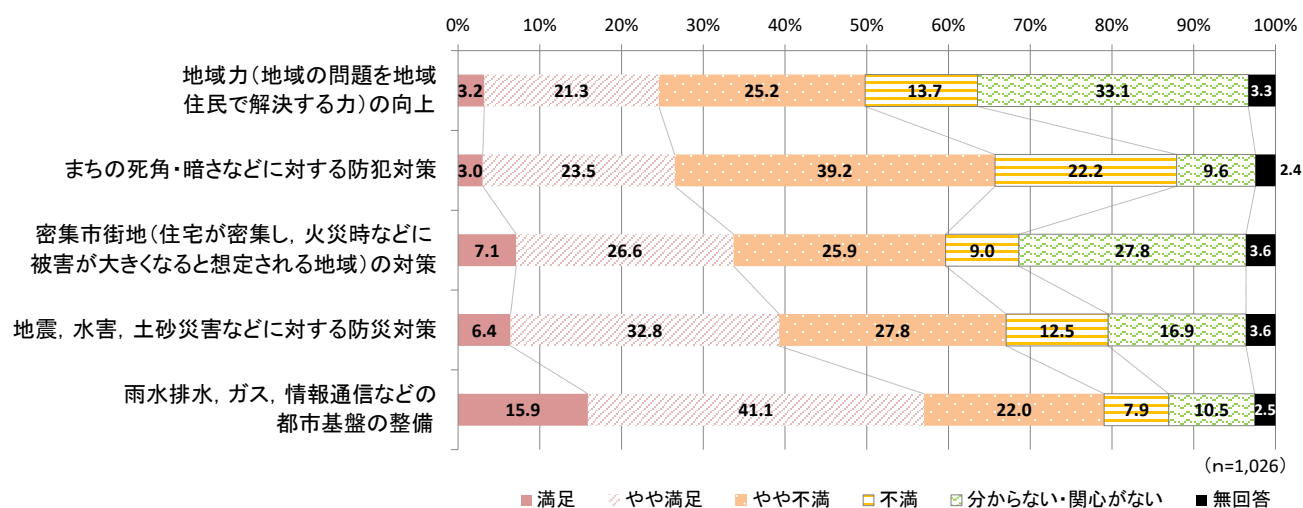


出典:国土数値情報(平成 30(2018)年 8 月時点)
東久留米市洪水ハザードマップ(2020 ver.2)
国勢調査 等をもとに作成

② 市民アンケート調査結果

○安全・安心に関する満足度は、「雨水排水、ガス、情報通信などの都市基盤の整備」以外は、それぞれ5割を下回っています。

《 安全・安心に関する満足度 》



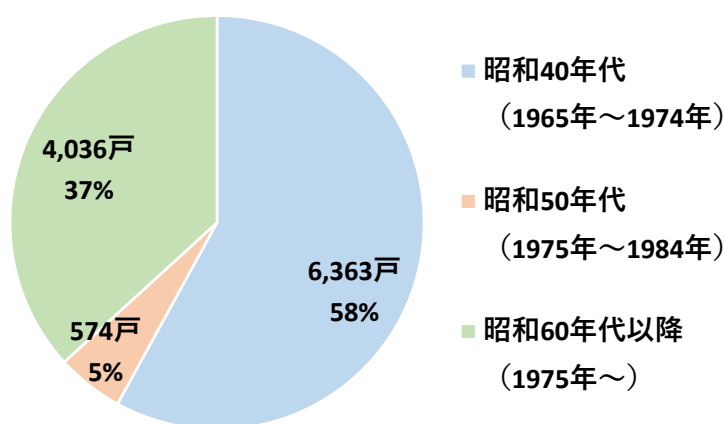
出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

(6) 生活環境

① 現況

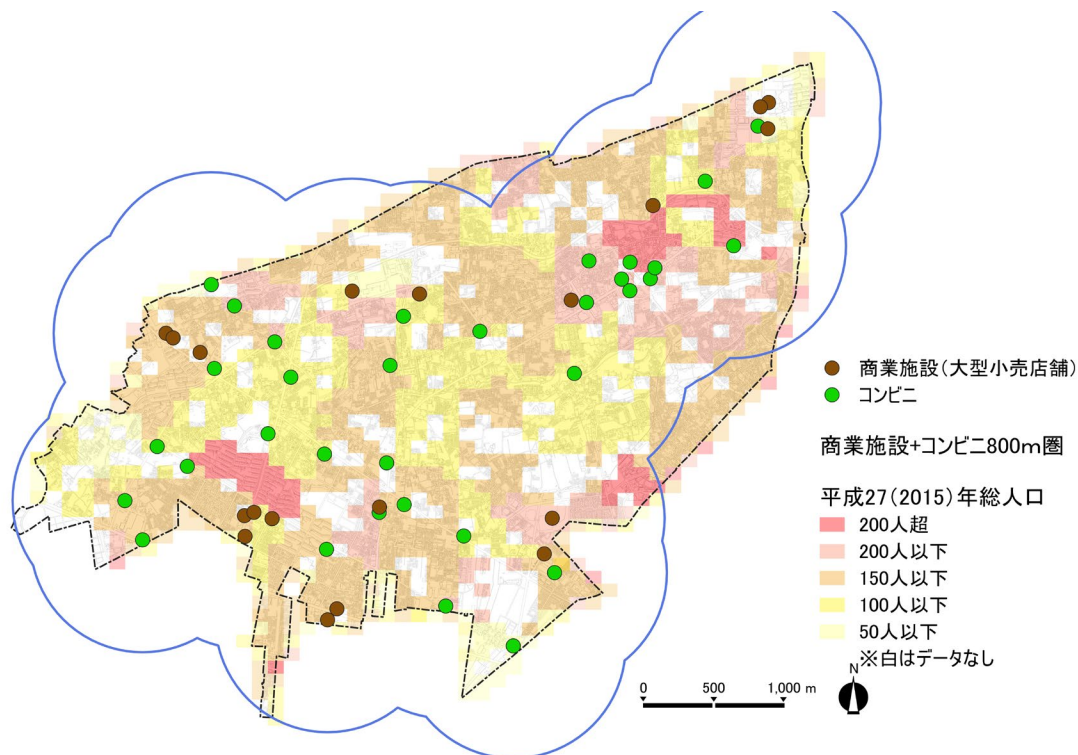
- 大規模住宅団地(公的住宅団地)の過半が、昭和40年代から50年代に入居が開始されたものです。
- 商業施設やコンビニ、保育施設、病院または診療所は、ほぼ全域が徒歩圏内に立地しています。
- 景観形成については、地区計画などで建築物の形態・色彩・意匠の制限をしています。

《 大規模住宅団地(公的住宅団地)の入居開始時期 》



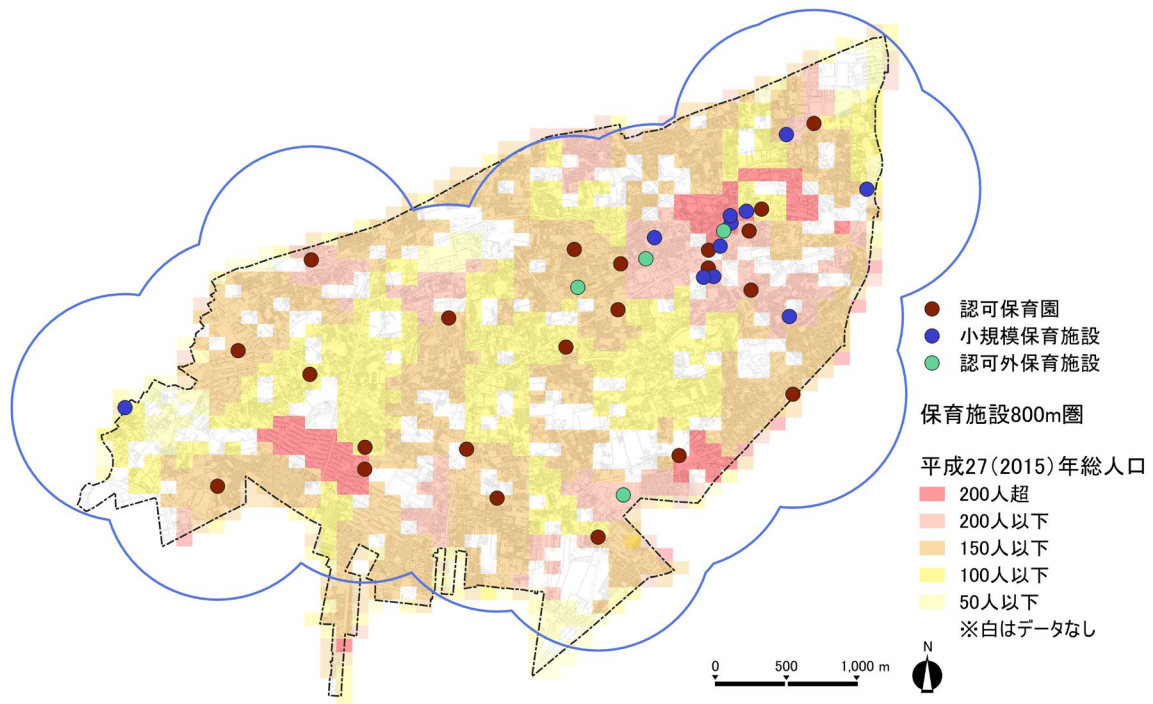
出典:統計東久留米(令和元(2019)年12月)をもとに作成

《 商業施設と人口メッシュの重ね合わせ図 》



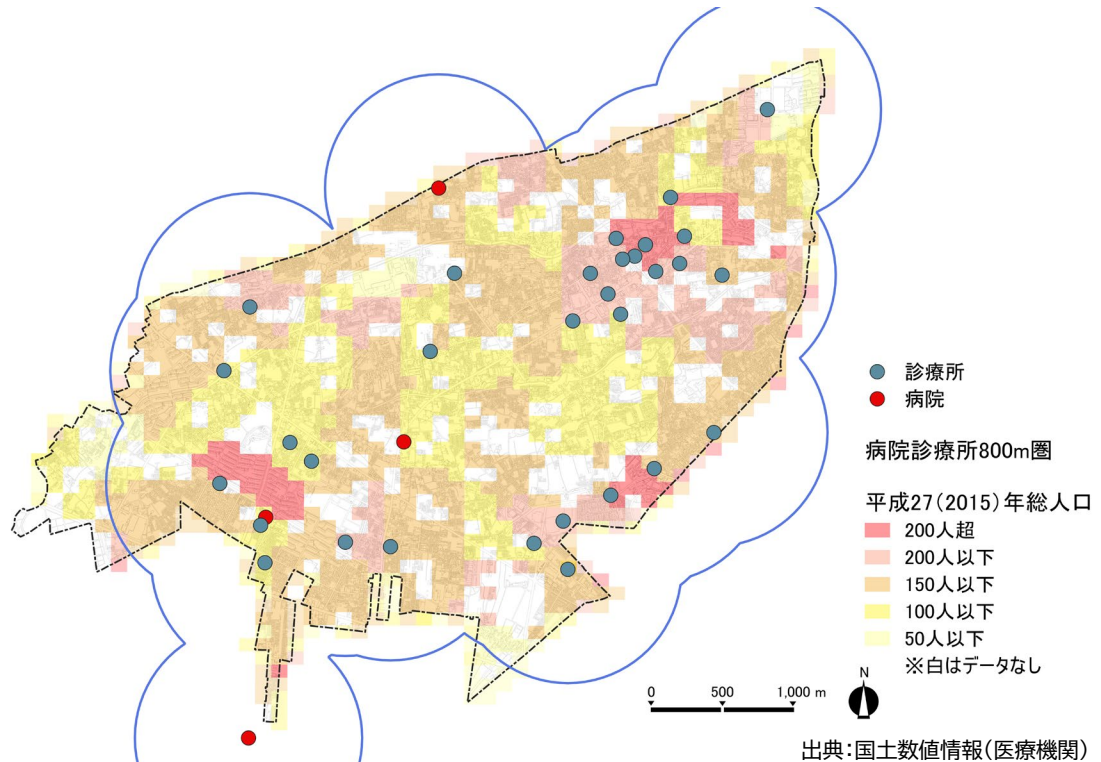
出典:全国大型小売店総覧令和元(2019)年版
国勢調査 等をもとに作成

《 保育施設と人口メッシュの重ね合わせ図 》



出典:東久留米市(幼稚園・認定こども園・認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設)入園のしおり(令和3(2021)年度)国勢調査 等をもとに作成

《 医療施設と人口メッシュの重ね合わせ図 》

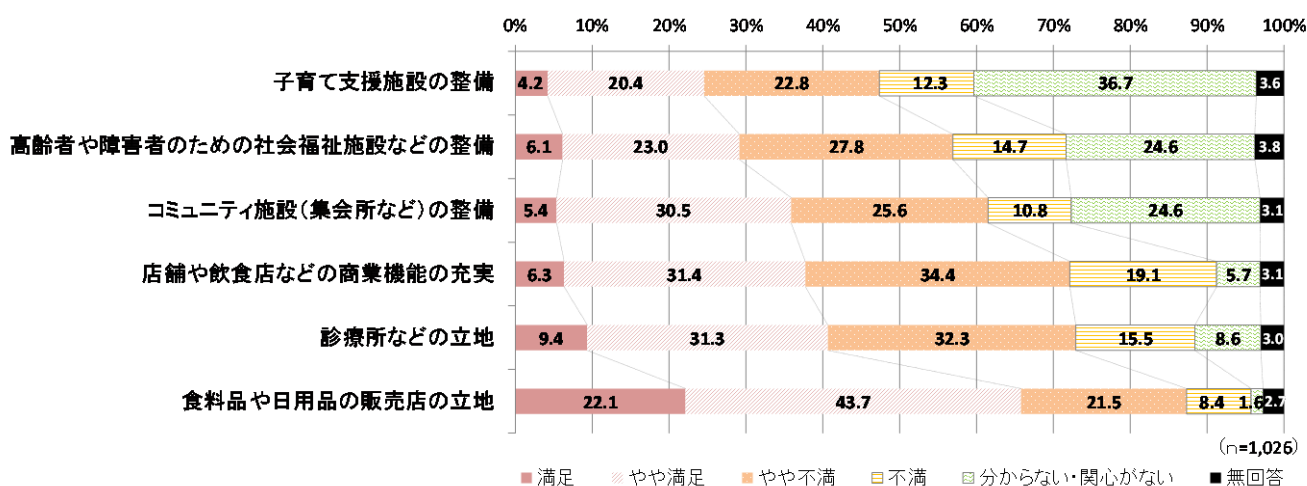


出典:国土数値情報(医療機関)
(平成26(2014)年9月時点)
国勢調査 等をもとに作成

② 市民アンケート調査結果

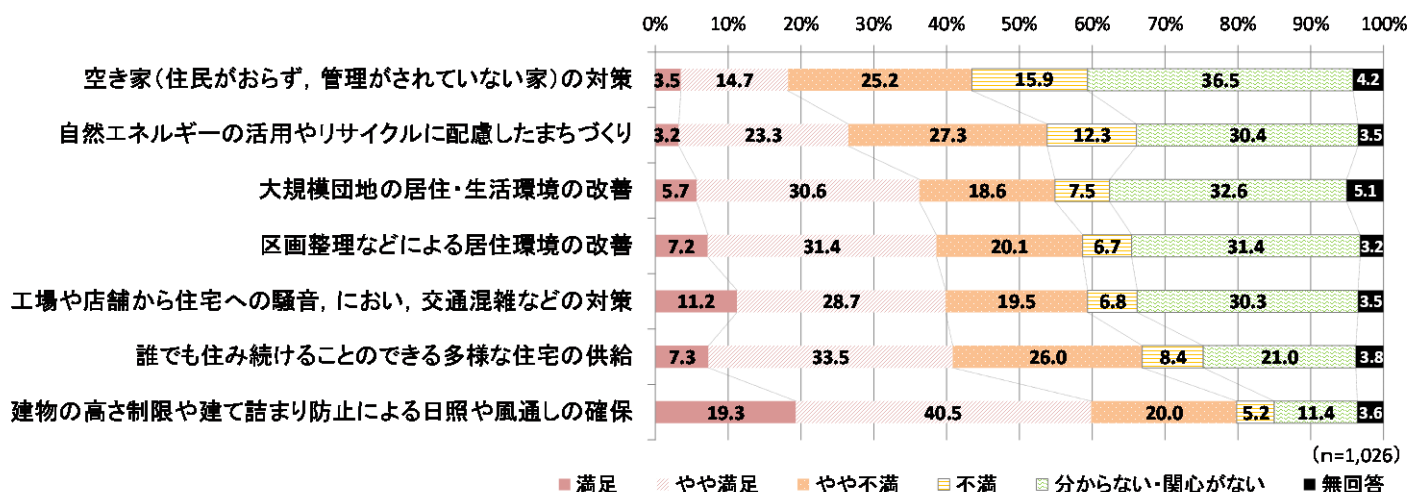
○生活環境に関する満足度は、施設の整備などについては「食料品や日用品の販売店の立地」、住宅環境等については「建物の高さ制限や建て詰め防止による日照や風通しの確保」以外の満足度が 5 割を下回り、景観等については「道路や住宅、店舗などが調和した都市景観」が、バリアフリーについてはいずれの項目も満足度が5割を下回っています。

《 施設の整備などについての満足度 》



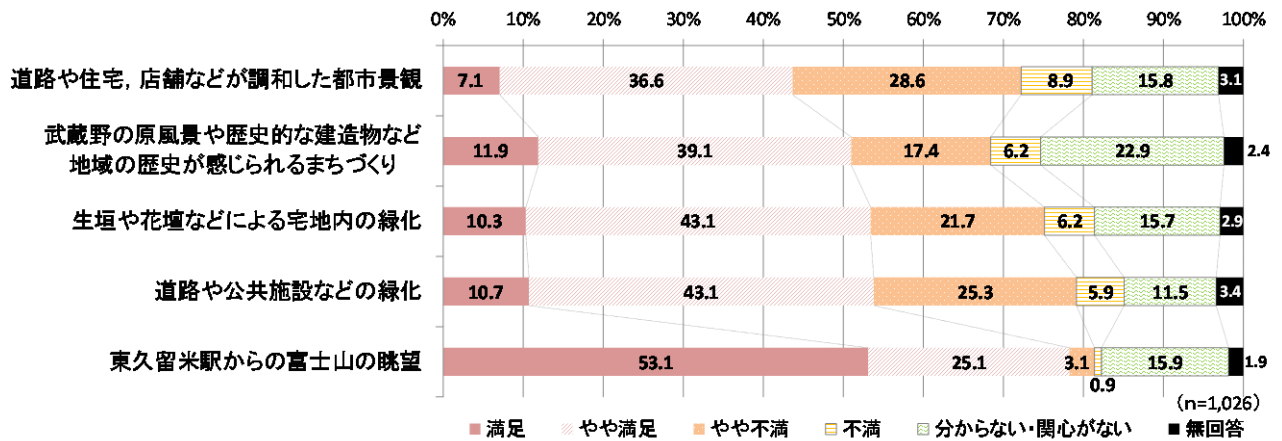
出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

《 住環境などについての満足度 》



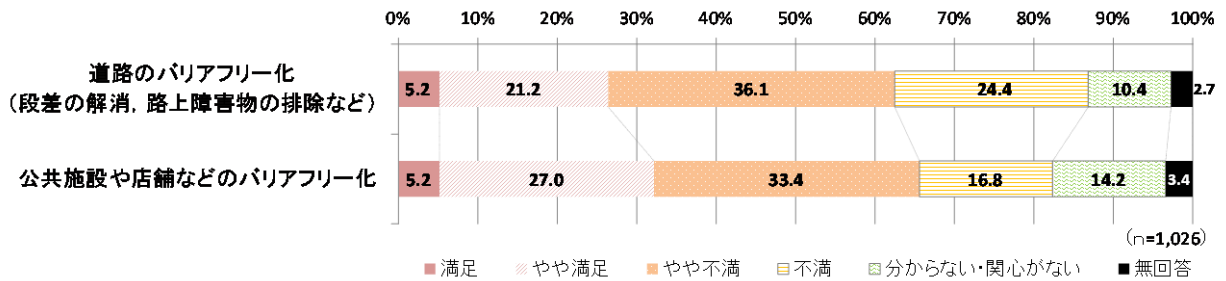
出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

<< 景観などについての満足度 >>



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

<< バリアフリーについての満足度 >>



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

資料 3 地域別の基礎データ

(1) 人口構成

<< 地域別の人口構成 >>

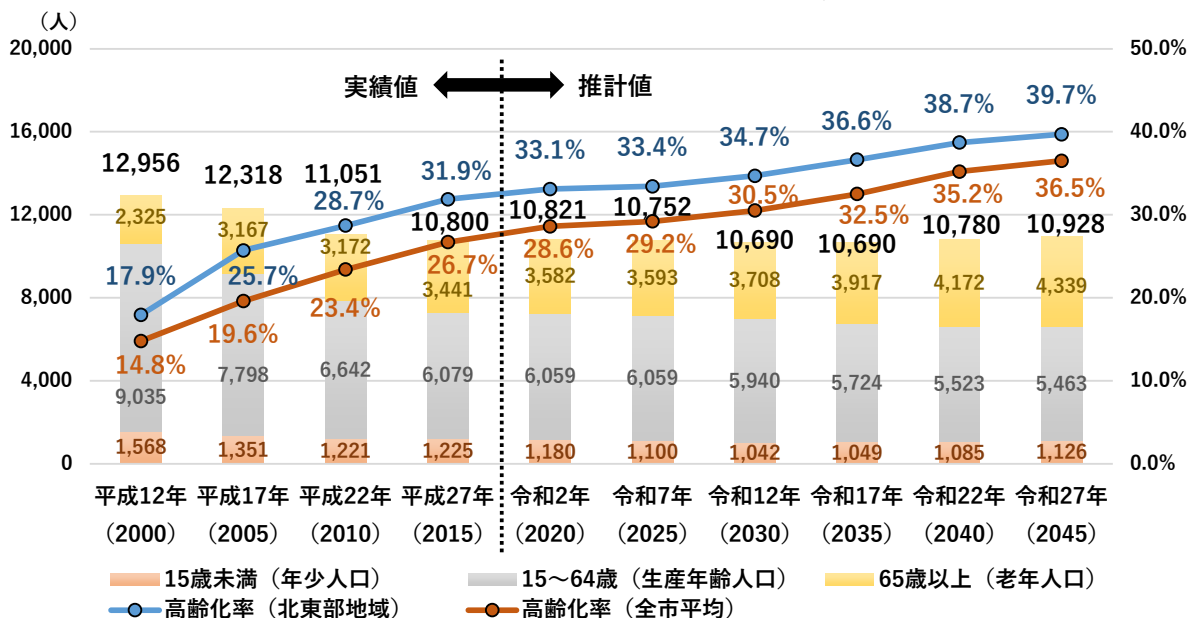
地域	総人口	人口密度	年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		年齢不詳人口	
			人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
北東部	10,800人	87人/ha	1,225人	11.3%	6,079人	56.3%	3,441人	31.9%	55人	0.5%
南東部	9,991人	119人/ha	1,348人	13.5%	6,416人	64.2%	2,141人	21.4%	86人	0.9%
駅周辺	11,362人	134人/ha	1,132人	10.0%	7,738人	68.1%	2,369人	20.9%	123人	1.1%
北部	19,698人	87人/ha	2,286人	11.6%	11,743人	59.6%	5,459人	27.7%	210人	1.1%
中央部	14,539人	79人/ha	1,898人	13.1%	8,690人	59.8%	3,868人	26.6%	83人	0.6%
南部	17,573人	75人/ha	2,475人	14.1%	10,697人	60.9%	4,290人	24.4%	111人	0.6%
西部	18,114人	108人/ha	2,000人	11.0%	10,043人	55.4%	5,873人	32.4%	198人	1.1%
北西部	14,522人	77人/ha	2,036人	14.0%	8,753人	60.3%	3,621人	24.9%	112人	0.8%

出典:国勢調査(平成 27(2015)年)をもとに作成

(2) 地域別の人口推計・市民アンケート調査結果

① 北東部地域

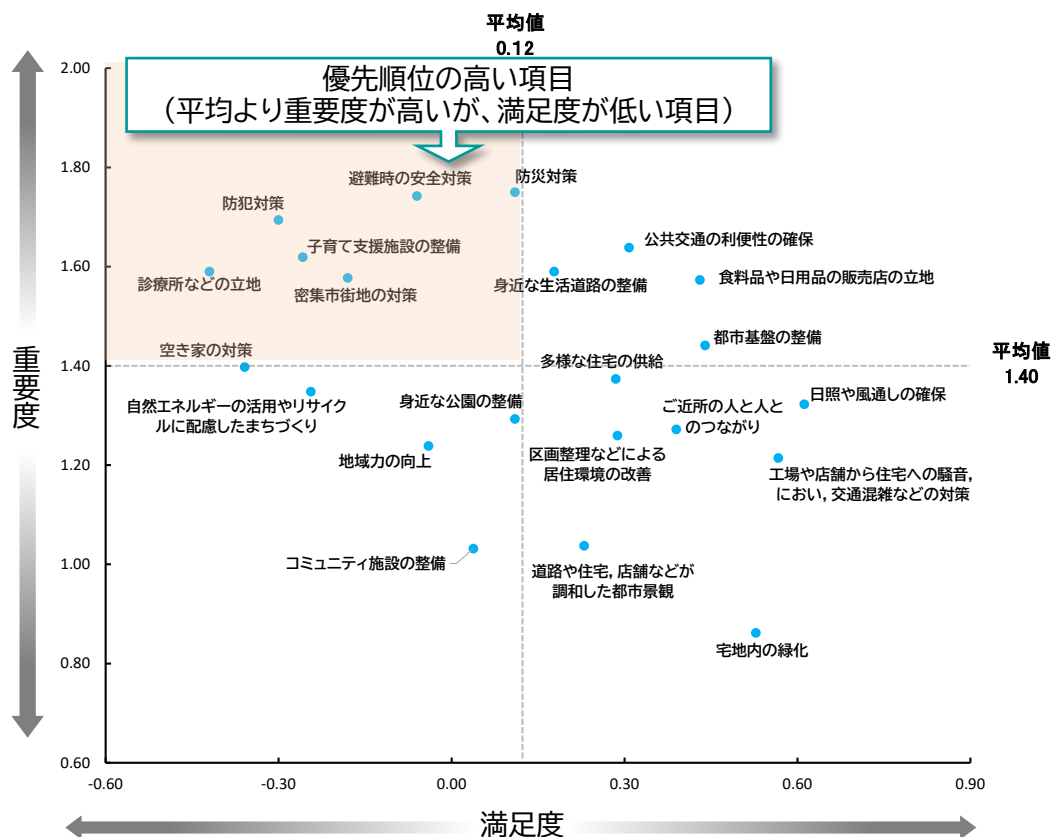
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典:実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

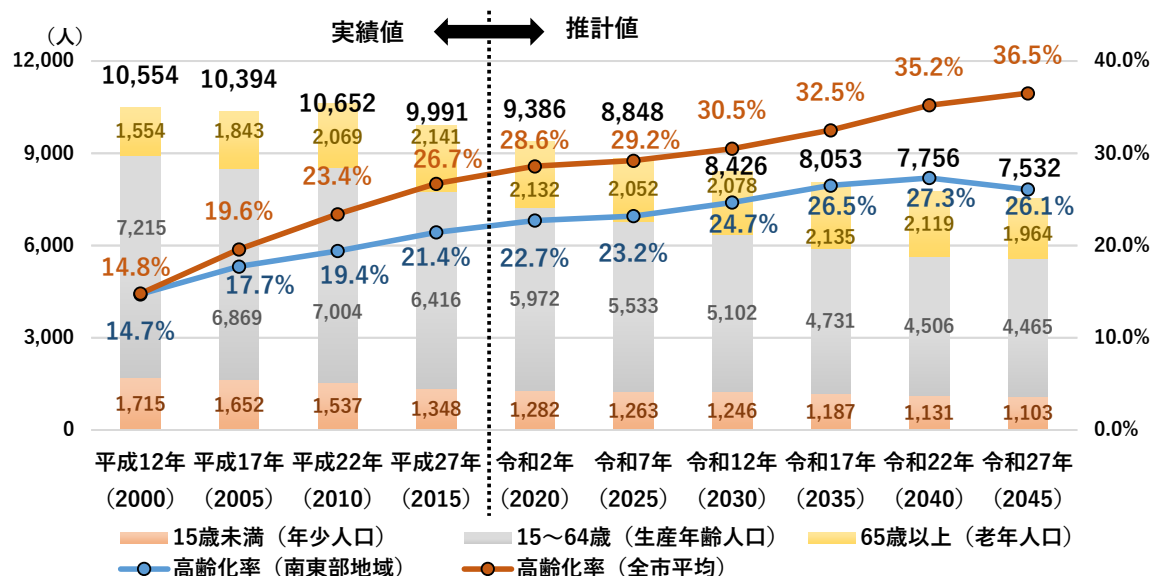
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



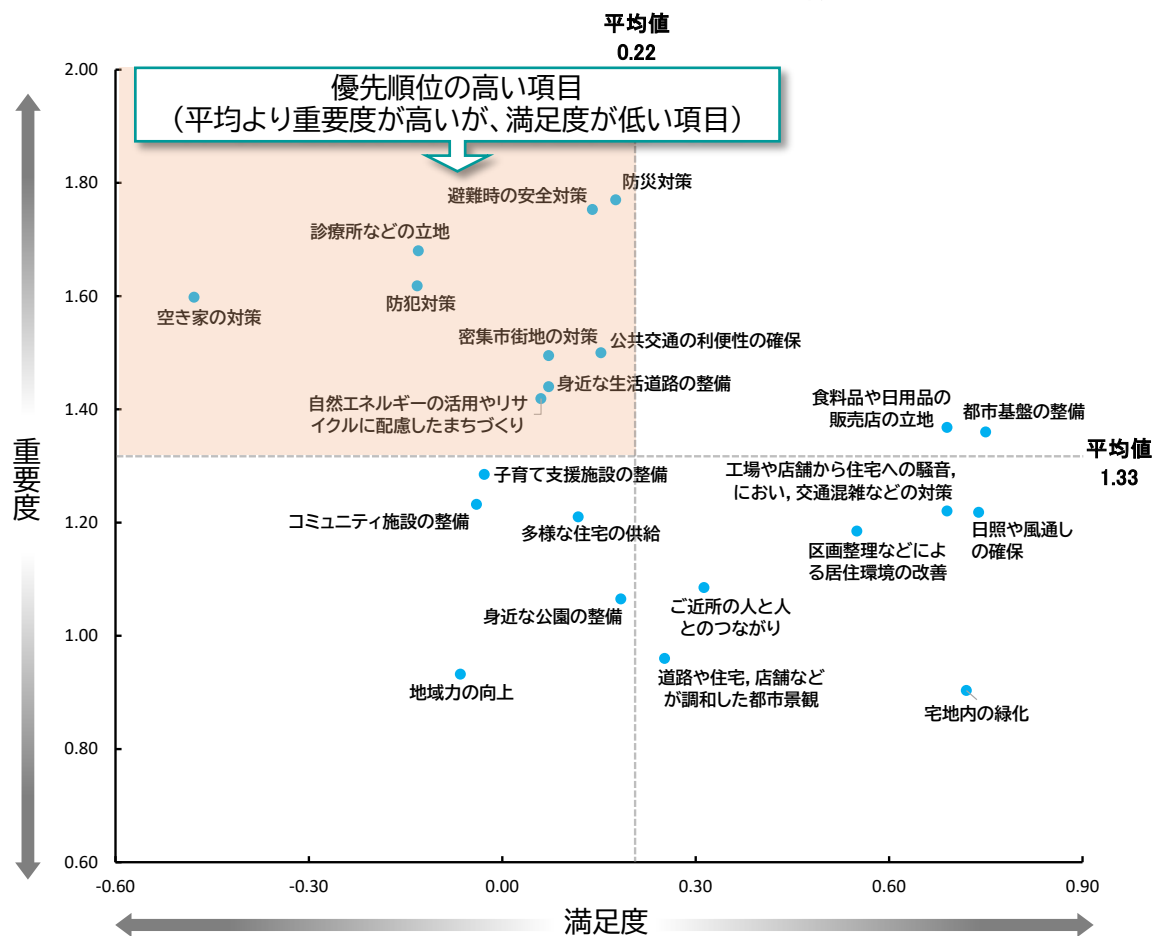
出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

② 南東部地域

《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》

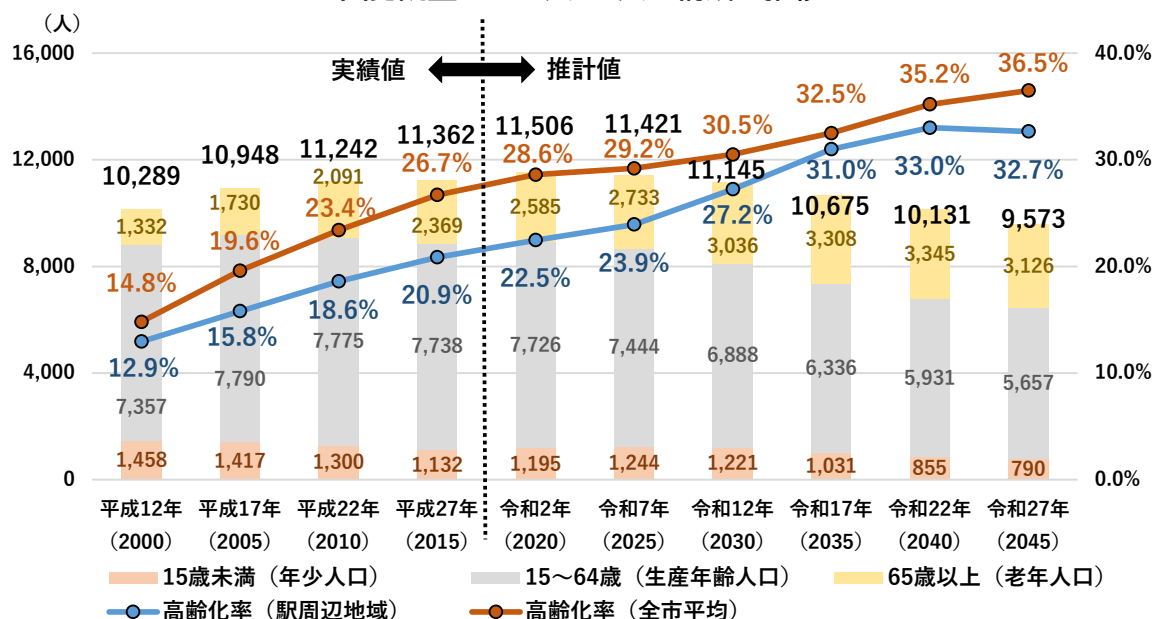


《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



③ 駅周辺地域

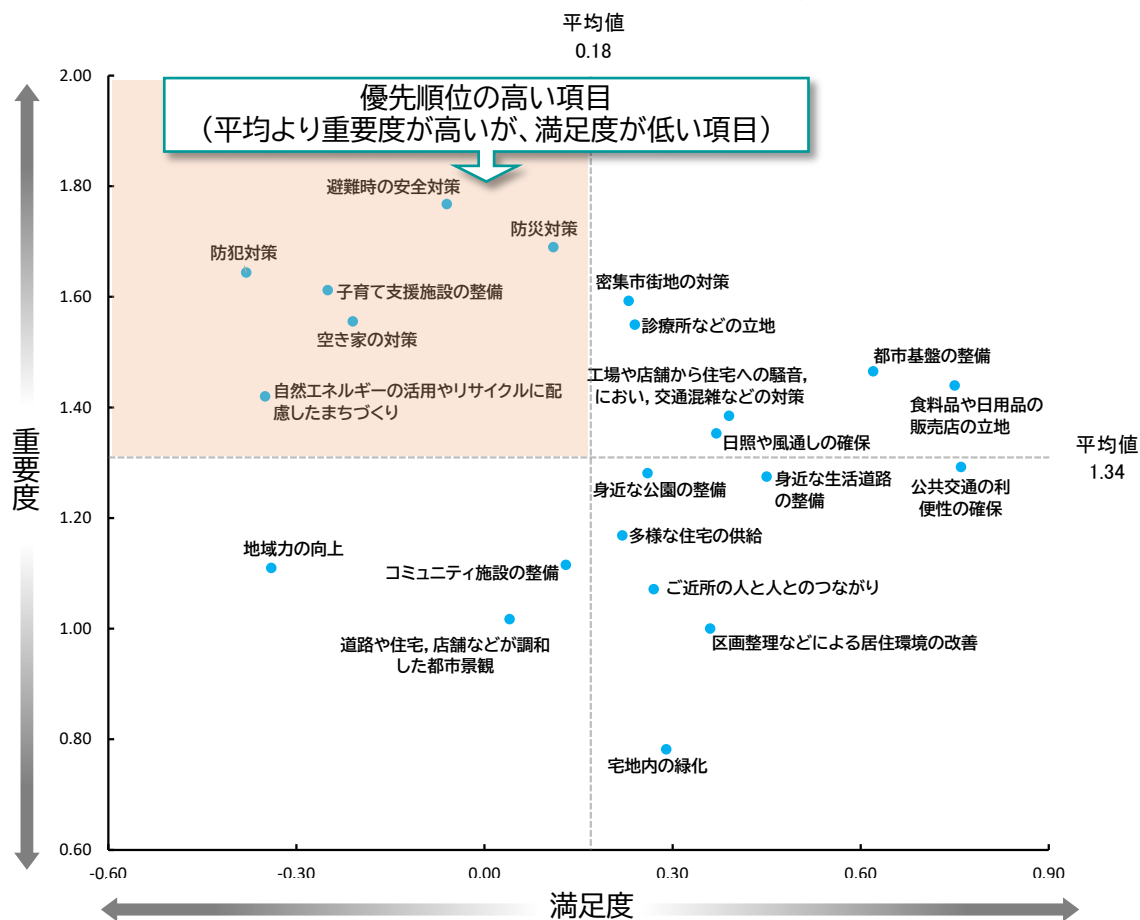
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典: 実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

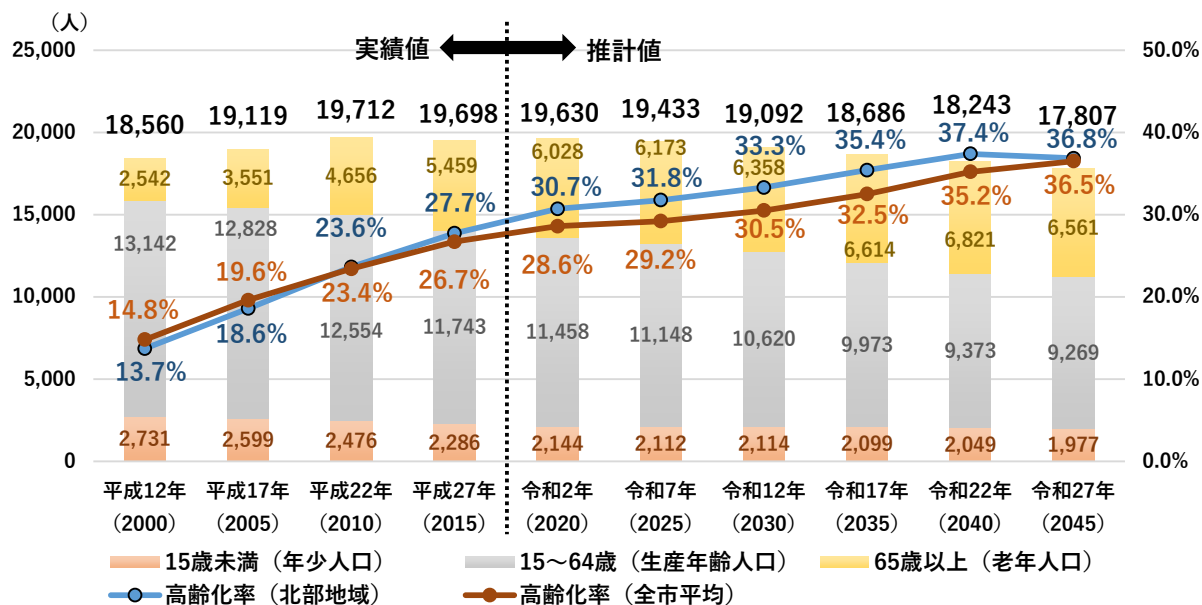
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



出典: 市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

④ 北部地域

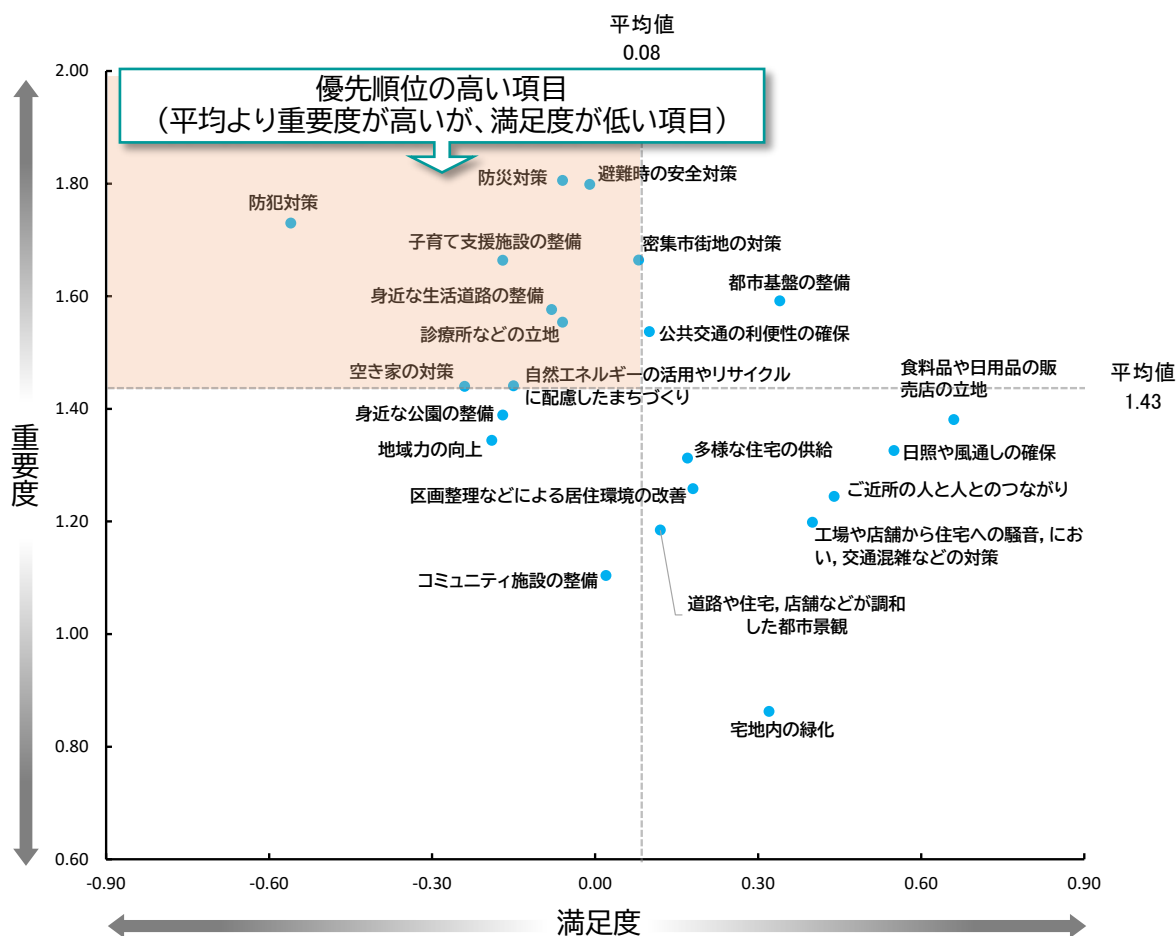
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典:実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

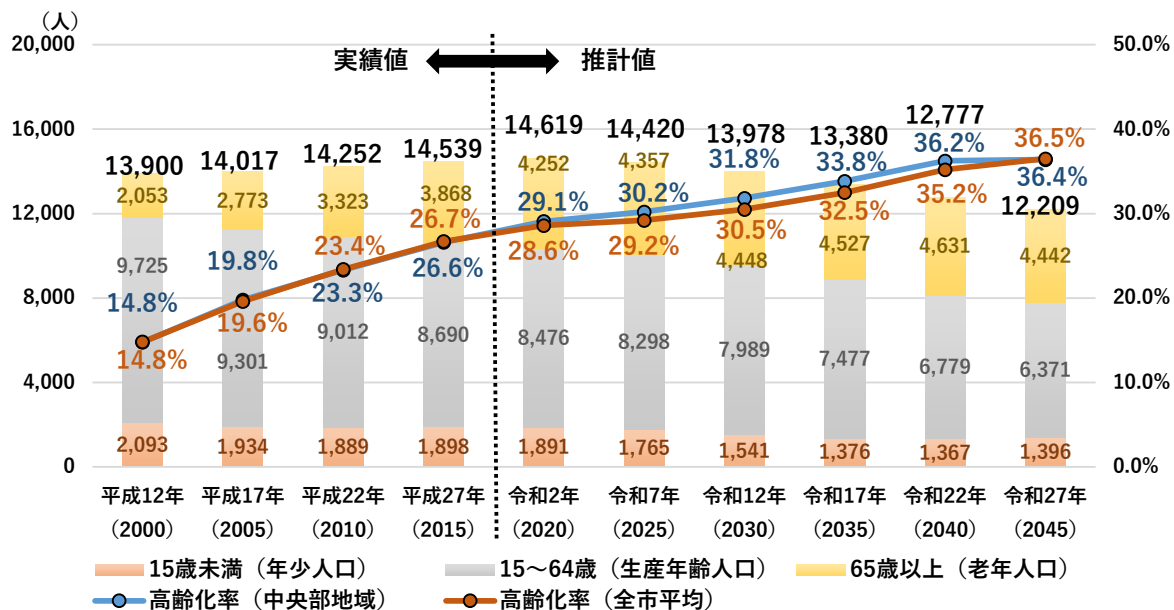
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

⑤ 中央部地域

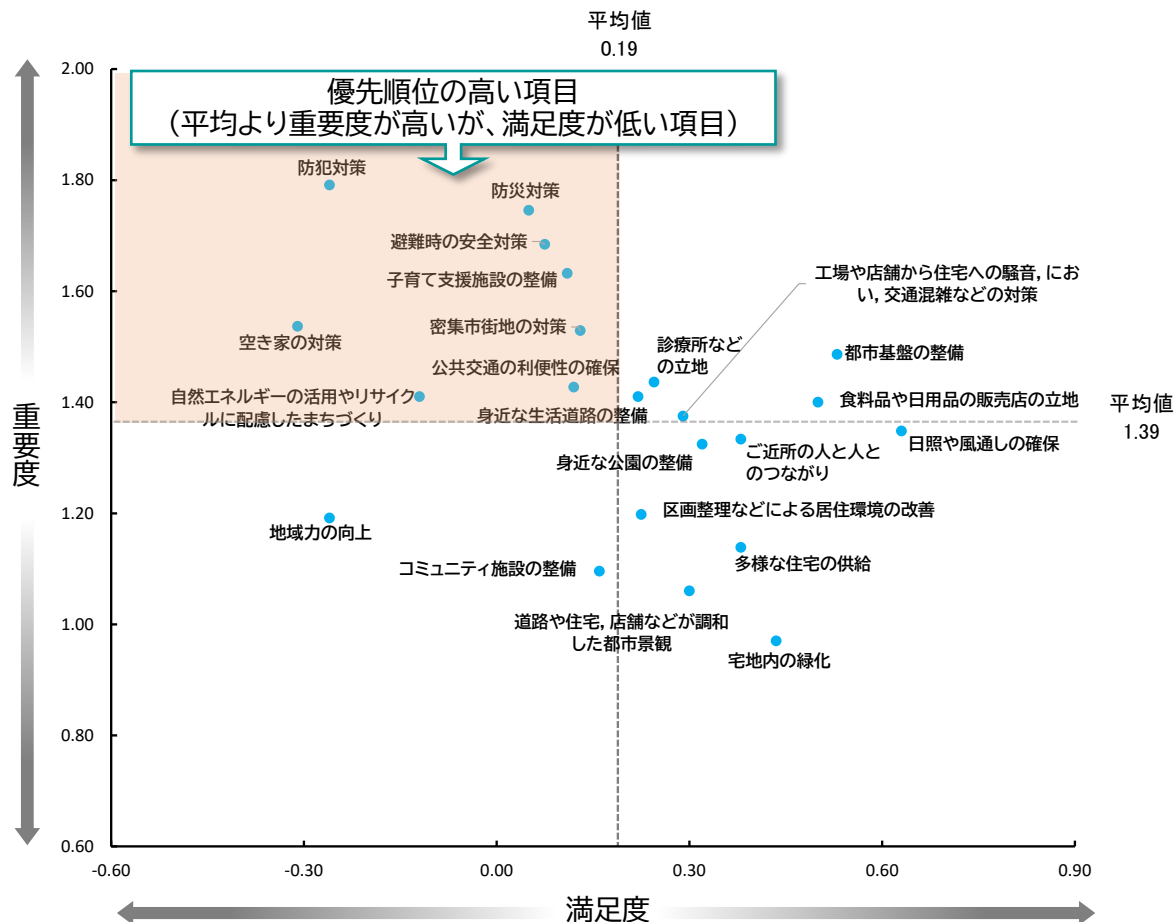
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典:実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

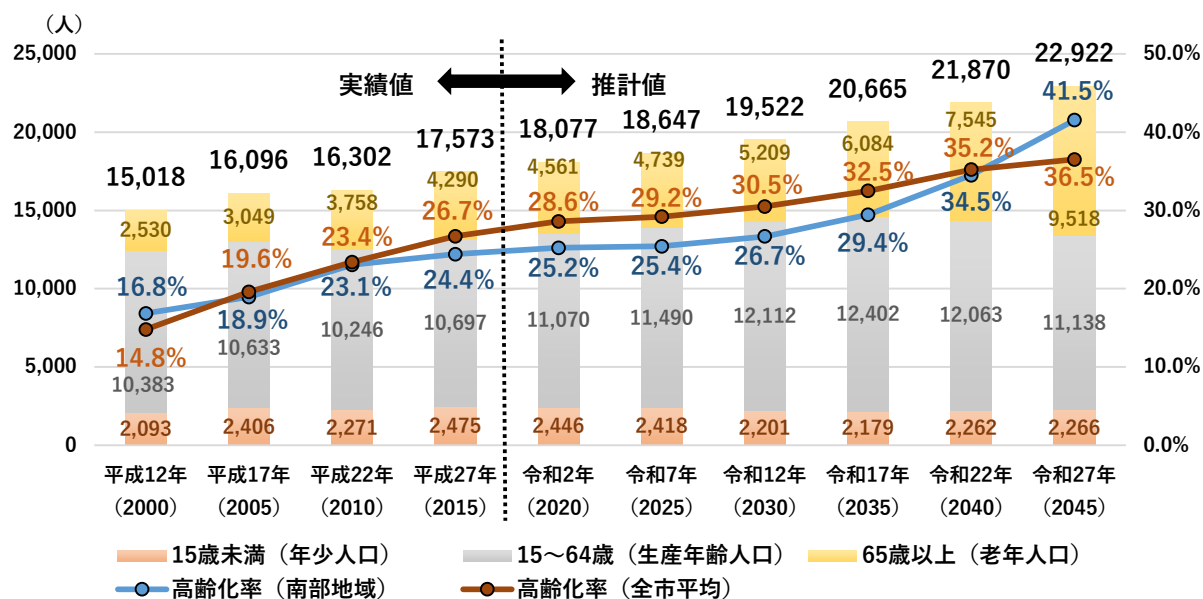
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

⑥ 南部地域

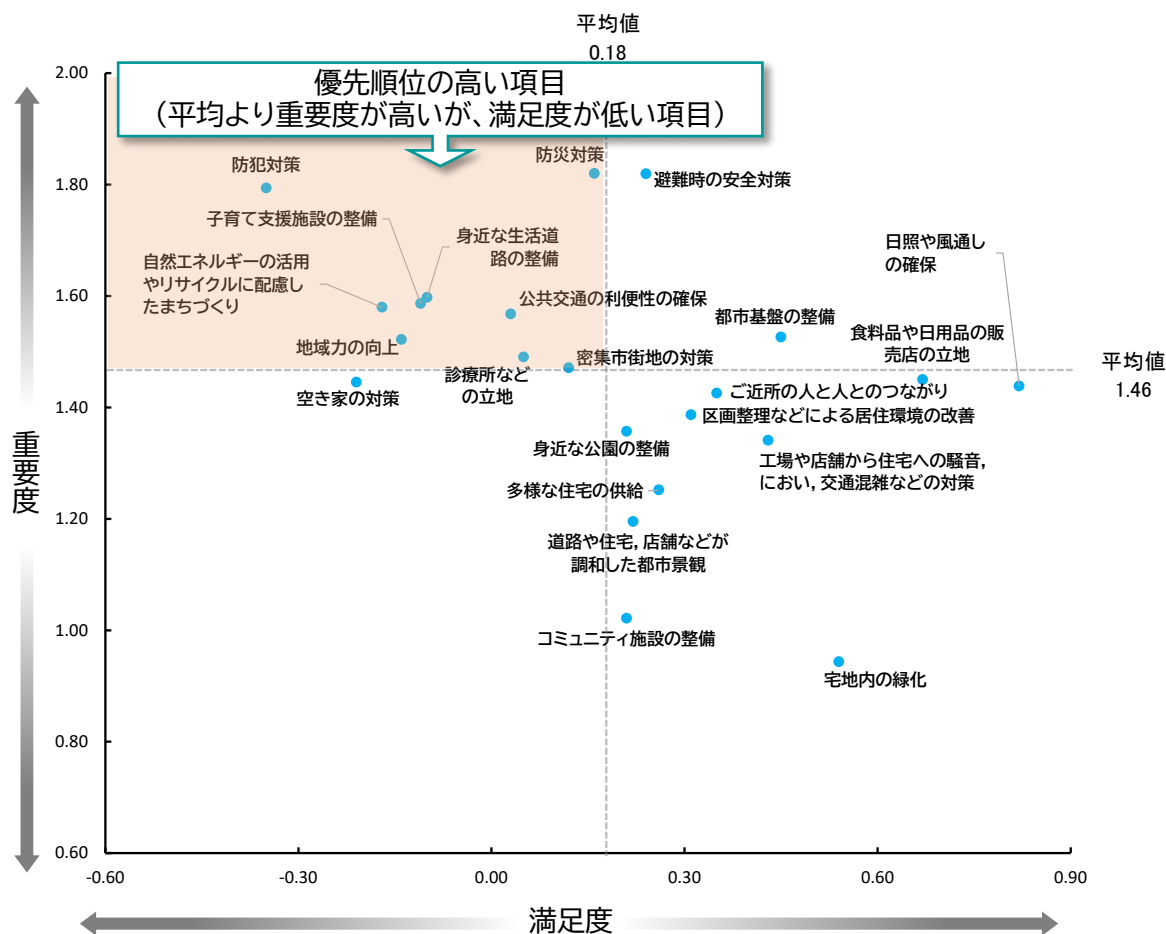
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典:実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

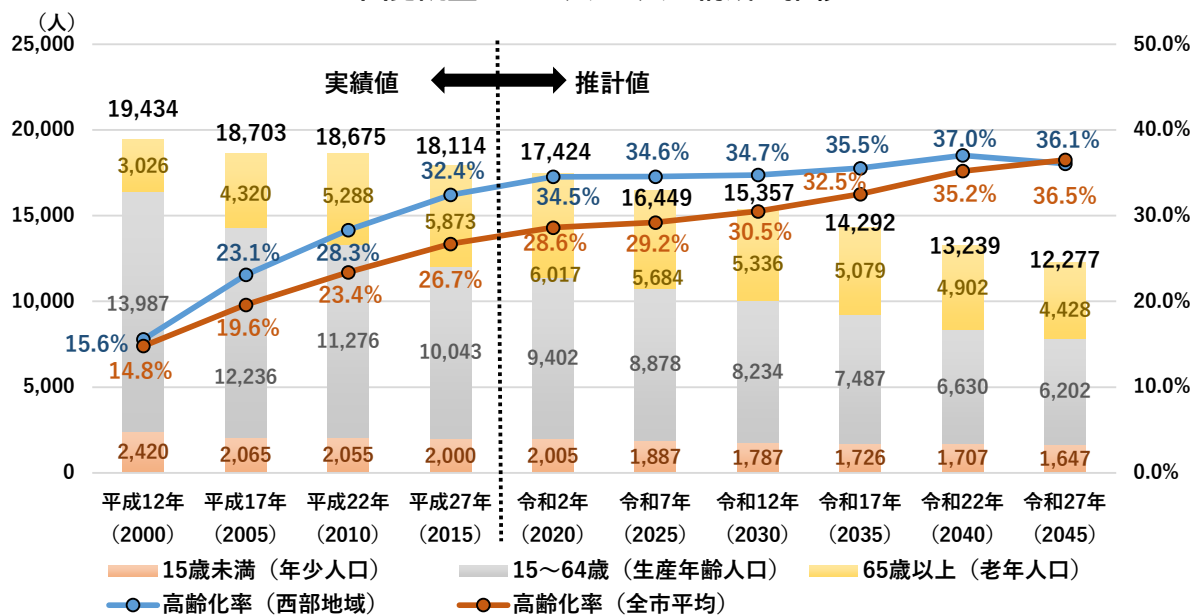
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

⑦ 西部地域

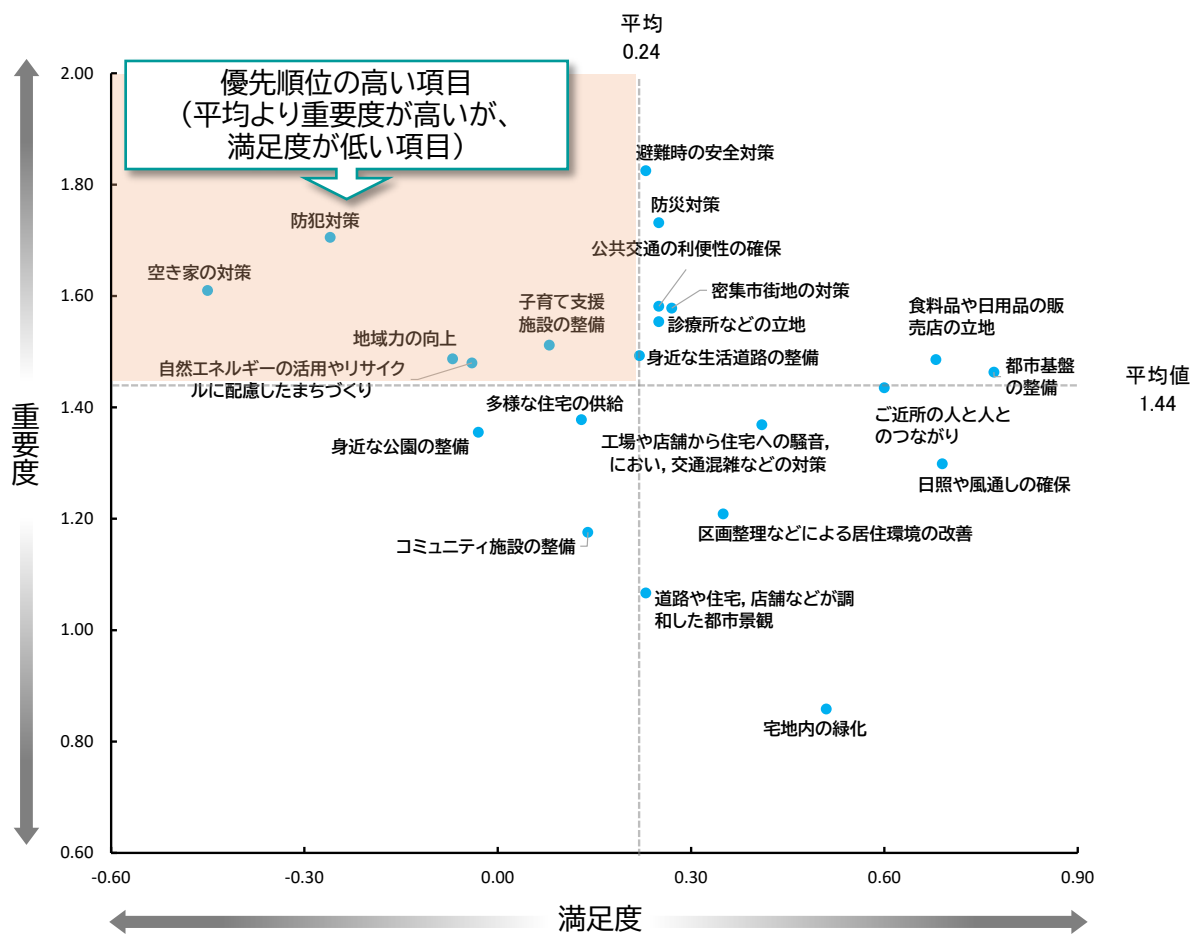
《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



出典:実績値は国勢調査(総数は年齢不詳人口を含む)

推計値は国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V2をもとに作成

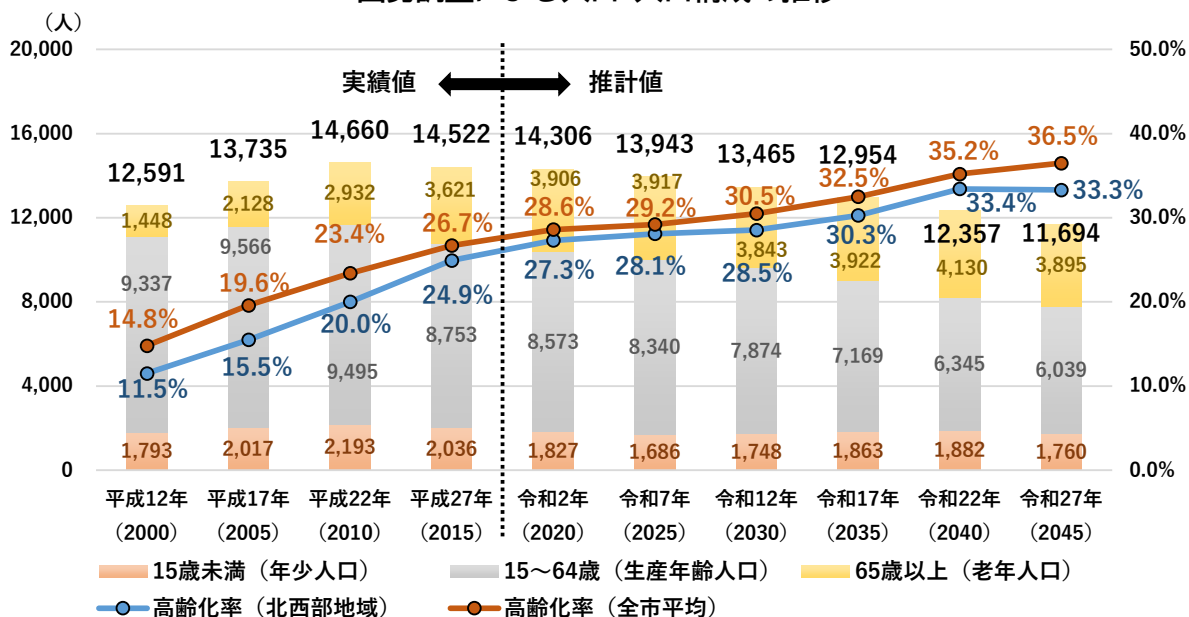
《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



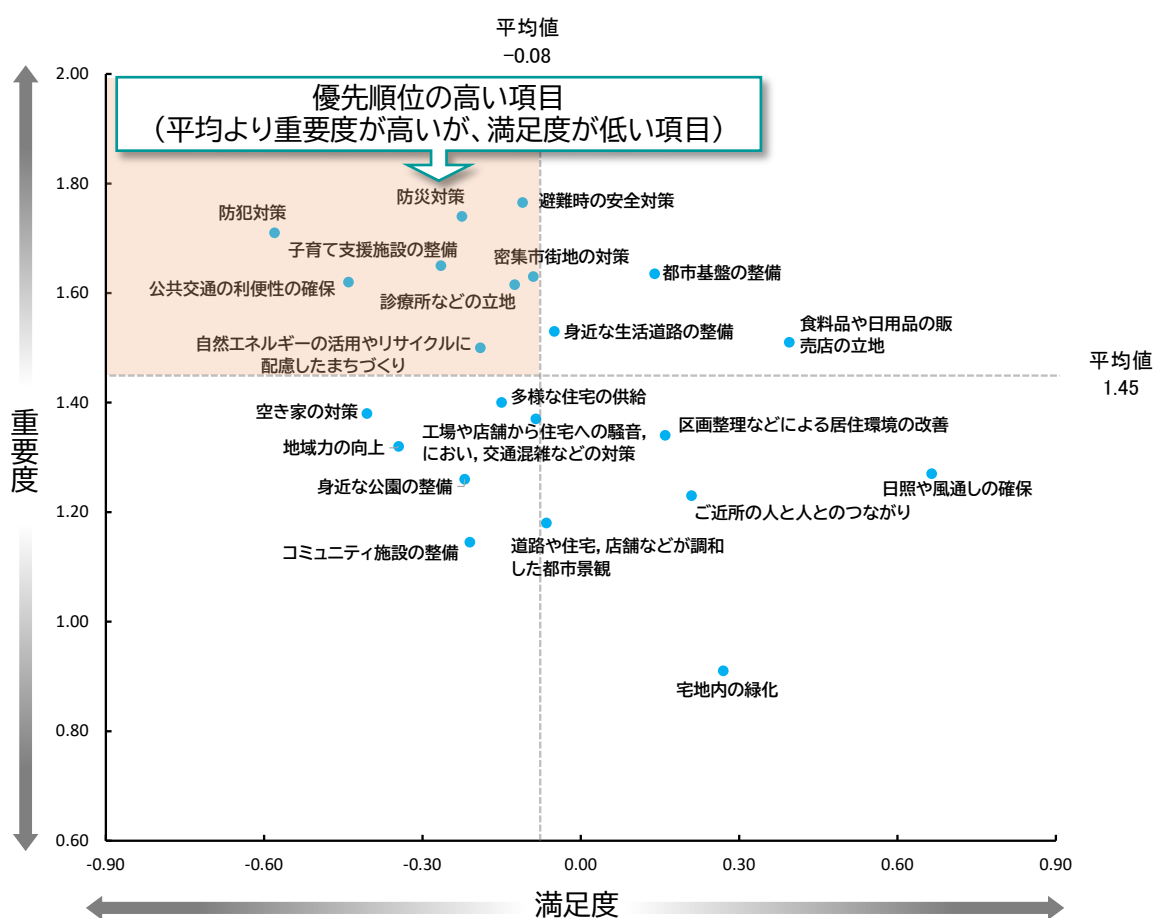
出典:市民アンケート調査結果(令和元(2019)年度実施)

⑧ 北西部地域

《 国勢調査による人口・人口構成の推移 》



《 まちづくりについての満足度と重要度の散布図 》



資料4 改定に係るアンケート調査の主な結果

(1) 市民アンケート

■ 市のまちづくりについての満足度と重要度

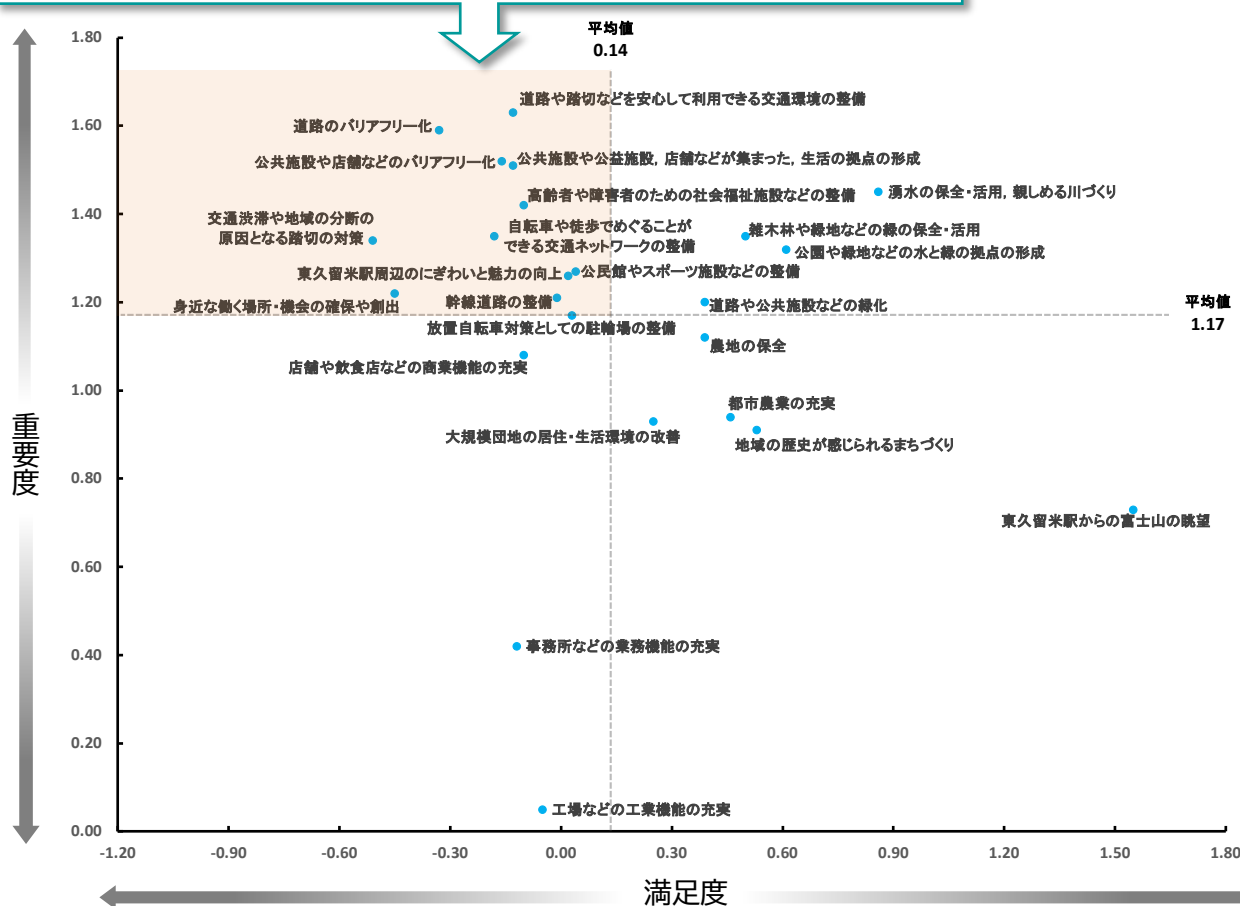
市民アンケート調査結果において、平均より重要度が高いものの、満足度が低い施策としては、次の項目が挙げられます。

・平均より重要度が高く、満足度が低い項目

- 交通渋滞や地域の分断の原因となる踏切の対策
- 身近な働く場所・機会の確保や創出
- 道路のバリアフリー化(段差の解消, 路上障害物の排除など)
- 自転車や徒歩でめぐることができる交通ネットワークの整備
- 公共施設や店舗などのバリアフリー化
- 公共施設や医療・福祉などの公益施設, 店舗などが集まった, 生活の拠点の形成
- 道路や踏切などを安心して利用できる交通環境の整備
- 高齢者や障害者のための社会福祉施設などの整備
- 幹線道路の整備
- 東久留米駅周辺の商業やサービス機能が充実した, にぎわいと魅力の向上
- 公民館(生涯学習センター)やスポーツ施設などの整備

《 まちづくりについての満足度・重要度の散布図 》

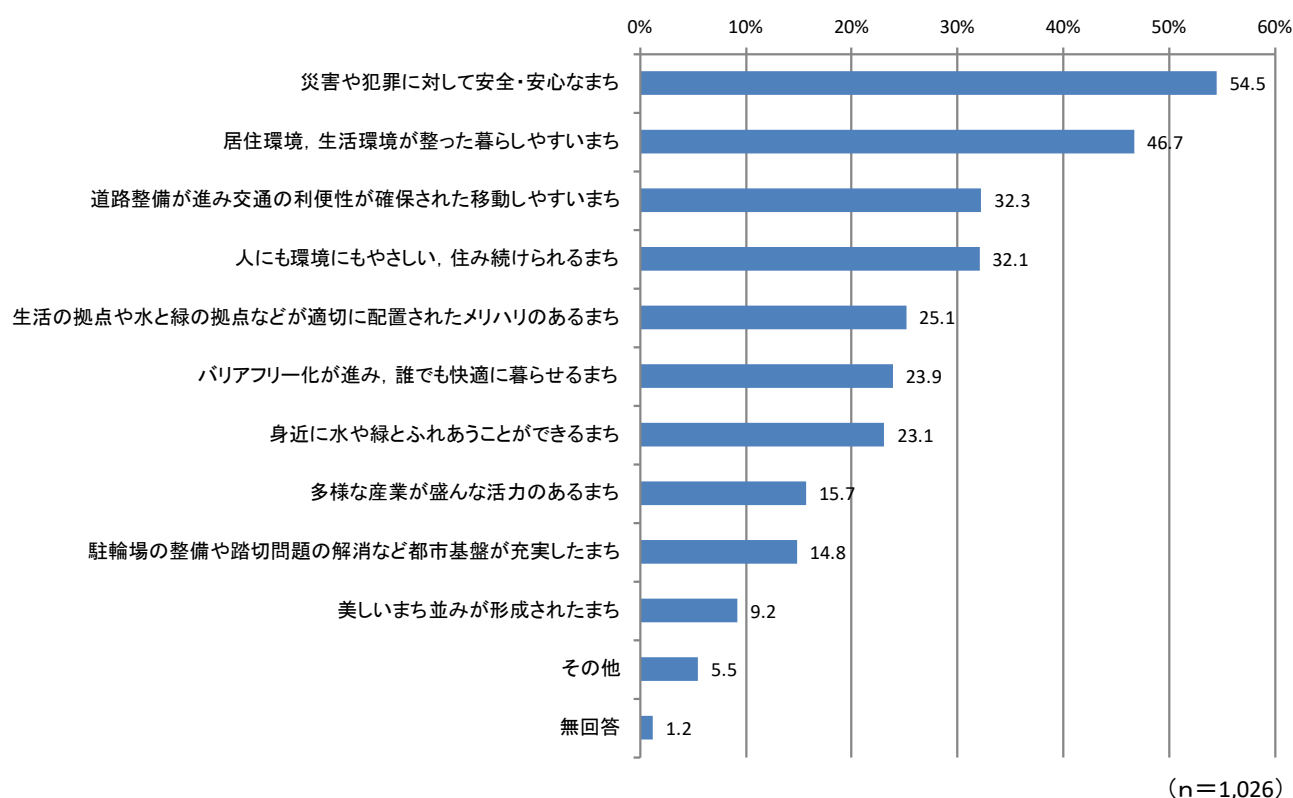
優先順位の高い項目(平均より重要度が高いが、満足度が低い項目)



■ まちの将来像

「災害や犯罪に対して安全・安心なまち」が 54.5%と最も多く、次いで「居住環境, 生活環境が整った暮らしやすいまち」が 46.7%、「道路整備が進み交通の利便性が確保された移動しやすいまち」が 32.3%、「人にも環境にもやさしい, 住み続けられるまち」が 32.1%となっています。

《 まちの将来像 》



(2) 中学生アンケート

■ 市のまちづくりについての満足度と重要度

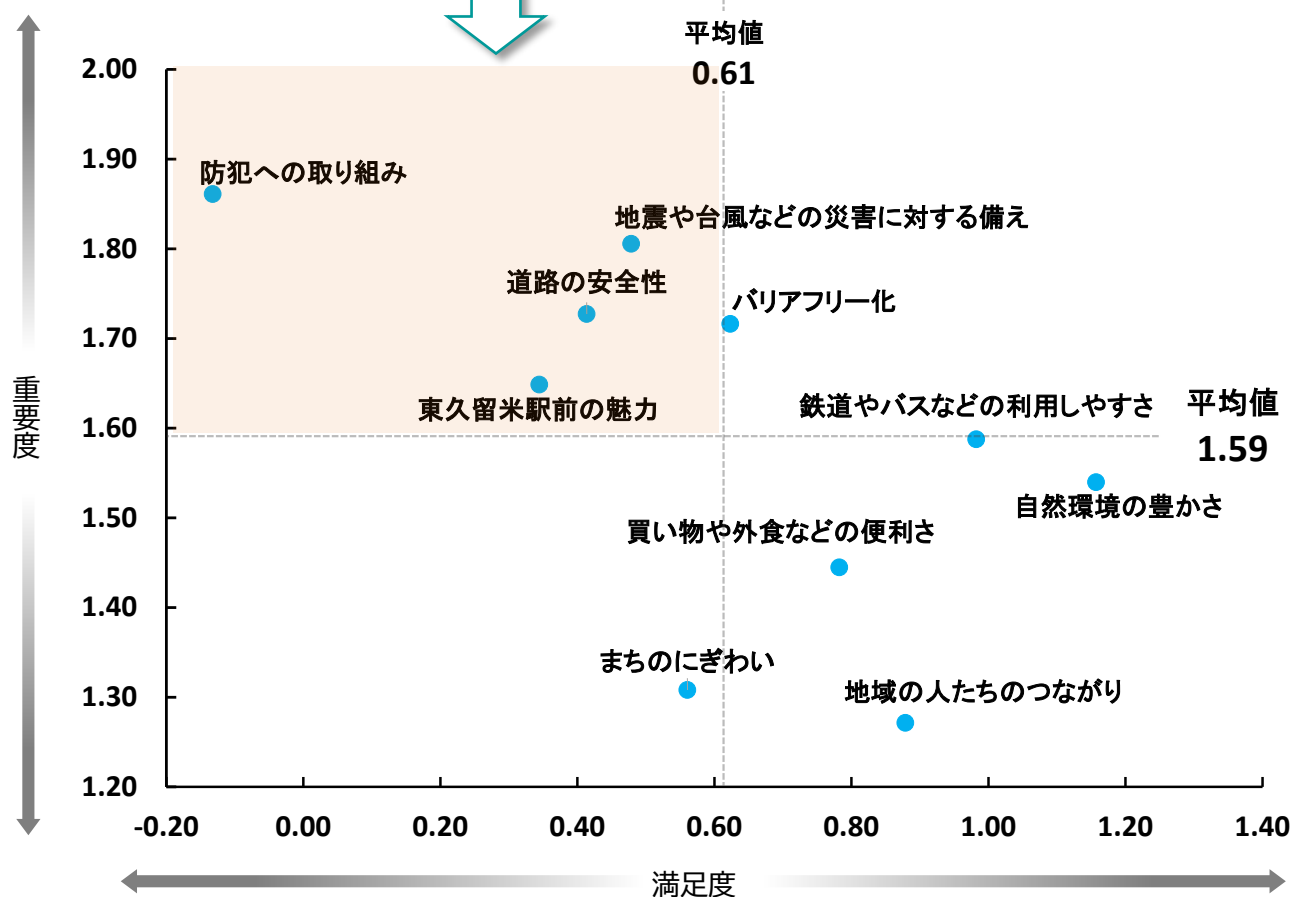
市民アンケート調査結果では、平均より重要度が高いものの、満足度が低い施策としては、次の項目が挙げられます。

・平均より重要度が高く、満足度が低い項目

- 防犯への取り組み
- 東久留米駅前の魅力
- 道路の安全性
- 地震や台風などの災害に対する備え

≪ 満足度・重要度の散布図 ≫

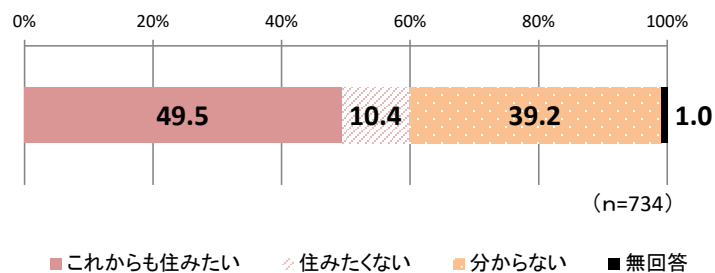
優先順位の高い項目(平均より重要度が高いが、満足度が低い項目)



■ 居留意向

「これからも住みたい」が 49.5%とほぼ半数で、次いで「分からない」が 39.2%、「住みたくない」が 10.4%となっています。

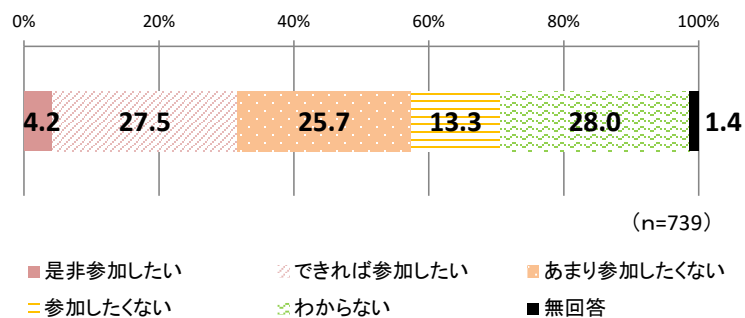
《 居留意向(市内居住者のみ) 》



■ まちづくりへの参加意向

「わからない」が 28.0%と最も多く、次いで「できれば参加したい」が 27.5%、「あまり参加したくない」が 25.7%、「参加したくない」が 13.3%となっています。

《 まちづくりへの参加意向 》



(3) 市内事業者アンケート

■ 市内における今後の事業展開

市内における今後の事業展開としては、「現状のまま、事業を続けたい」「現在の場所で、事業を拡大したい」がそれぞれ 4 件、「市内の他の場所に移転したい(一部機能を移転したい)」は 1 件となっています。

【集計結果】

現状のまま、事業を続けたい	4件
現在の場所で、事業を拡大したい	4件
市内の他の場所に移転したい(一部機能を移転したい)	1件
その他	1件

■ 現在の立地に問題を感じている点

「人材確保の容易さ」「駅・バス停までの距離」がそれぞれ 3 件、「用地の規模」「取引先(調達先・出荷先など)との距離」がそれぞれ 2 件、「土地利用の規制」「高速ICまでの距離」「幹線道路までの距離」「市場規模の大きさ」「行政の補助・支援制度」がそれぞれ 1 件となっています。

【集計結果】

人材確保の容易さ	3件
駅・バス停までの距離	3件
用地の規模	2件
取引先(調達先・出荷先など)との距離	2件
土地利用の規制	1件
高速ICまでの距離	1件
幹線道路までの距離	1件
市場規模の大きさ	1件
行政の補助・支援制度	1件
その他	2件

■ 建築物の規制・誘導に今後必要な取組

「事業所の立地に適した用途地域(商業系・工業系)の拡大」が 6 件、「再開発や区画整理などによるまちの再生」が 4 件、「事業所の立地に適した地区計画などの土地利用のルールづくり」が 2 件となっています。

【集計結果】

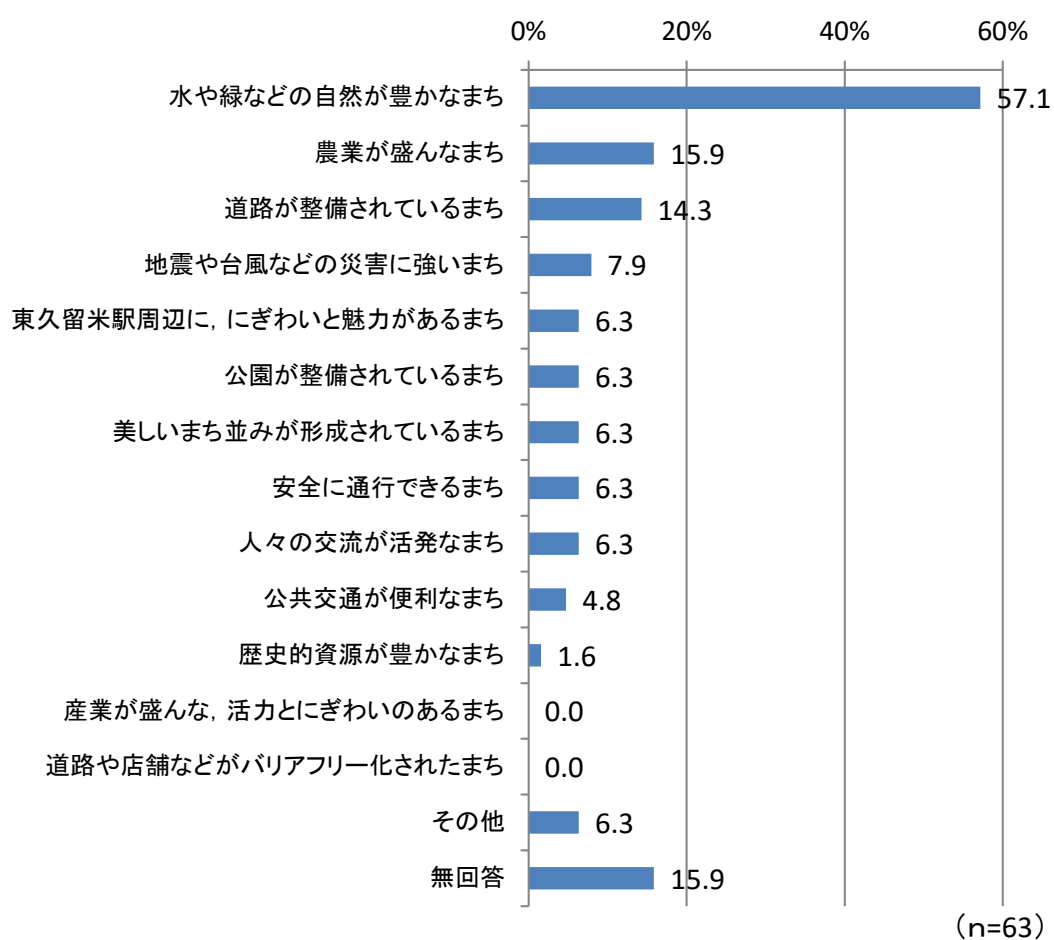
事業所の立地に適した用途地域(商業系・工業系)の拡大	6件
再開発や区画整理などによるまちの再生	4件
事業所の立地に適した地区計画などの土地利用のルールづくり	2件

(4) 市外居住者アンケート

■ 東久留米市のまちの印象

「水や緑などの自然が豊かなまち」が 57.1%と最も多く、次いで「農業が盛んなまち」が 15.9%、「道路が整備されているまち」が 14.3%、「地震や台風などの災害に強いまち」が 7.9%となっています。

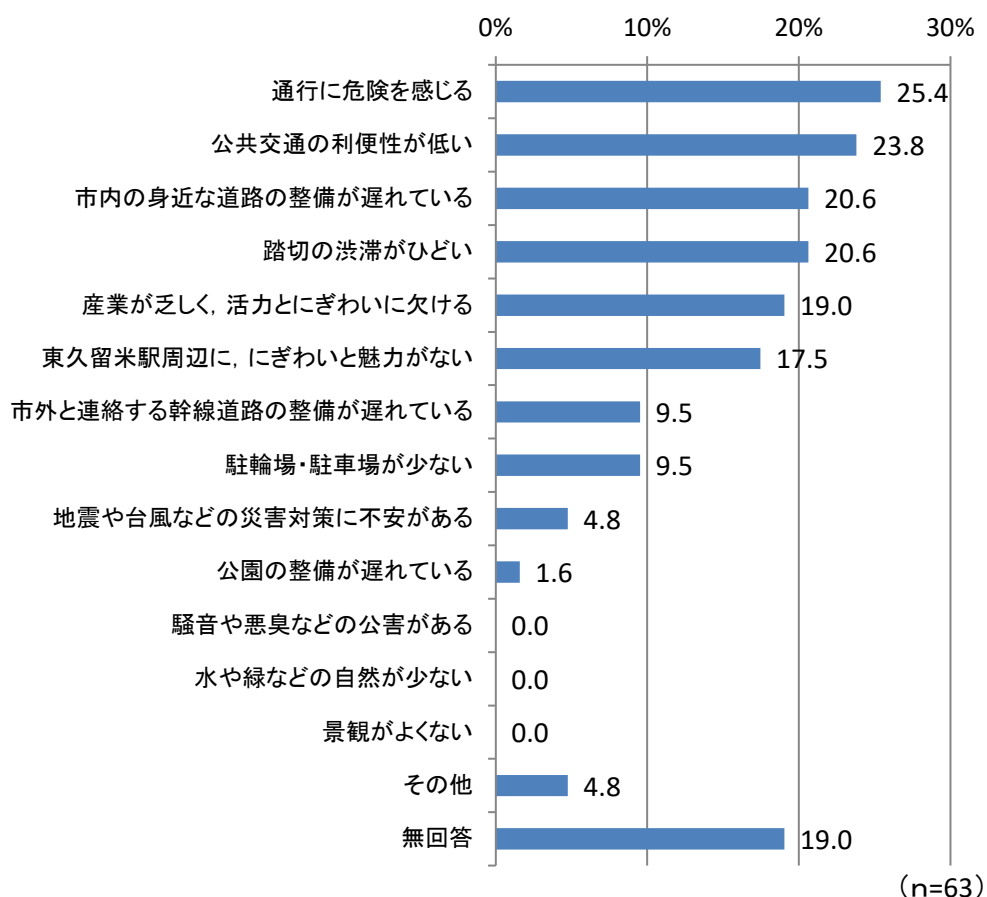
◀ 東久留米市のまちの印象 ▶



■ 市内で不満に感じること

「通行に危険を感じる」が 25.4%と最も多く、次いで「公共交通の利便性が低い」が 23.8%、「市内の身近な道路の整備が遅れている」「踏切の渋滞がひどい」が 20.6%となっています。

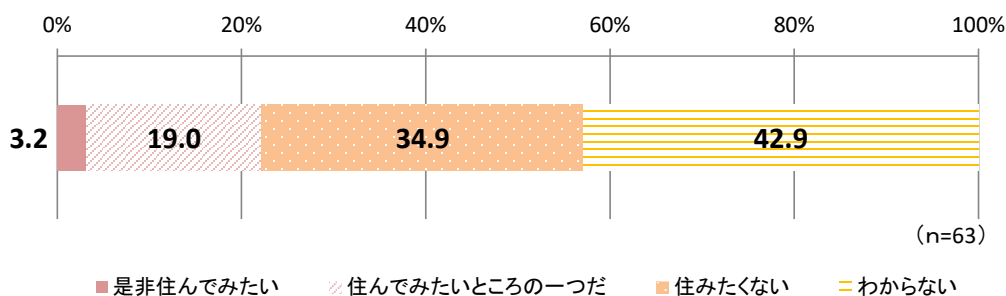
《 市内で不満に感じること 》



■ 居住意向

「わからない」が 42.9%と最も多く、次いで「住みたくない」が 34.9%、「住んでみたいところの一つだ」が 19.0%、「是非住んでみたい」が 3.2%となっています。

《 居住意向 》



資料5 用語集

五十音順

用語	解説	ページ
あ		
新たな防火規制	東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために、都知事が指定する災害時の危険性の高い地域について、建築物の耐火性能を強化するもの。	P.40 P.42 P.64 P.65 P.118
う		
ウォーカブルなまちづくり	「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)」により、市町村が、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができることとなり、こうした地域の取組に対して、国土交通省で法律・予算・税制のパッケージによる支援を行うことで、車中心から人中心の空間への転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり、まちなかの形成を目指すこと。	P.16 P.22 P.30 P.70 P.72 P.84 P.114 P.115 P.117 P.120
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水による被害の防止や浸透させることによる水資源の保全を目的とするもの。雨水貯留施設には、出水時に雨水を貯留する調整池や建物の地下に貯留するタイプ等がある。雨水浸透施設には、浸透枳や浸透トレンチ、透水性舗装等がある。	P.33 P.34 P.40 P.41 P.117 P.118 P.121
え		
駅北口地区	本計画における駅北口地区とは、東久留米駅東側の駅周辺商業業務地のうち、区画整理区域外の区域のこと。	P.22 P.66 P.67 P.69 P.70 P.72
縁崖林	主として河川などの浸食作用でできた崖地に形成された樹林で、自然の地形を保護するとともに、崖下の湧水や動植物の生息環境等の保全に寄与している。防風、土壌流出防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。本市には、黒目川、落合川、立野川などの崖線には、古くからの縁崖林が残っている。	P.7 P.56
お		
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物などが設けられていない土地の総称。憩いや交流の場としての機能のほか、延焼防止効果や一時避難所としての防災機能の役割等を有する。	P.36 P.40 P.42 P.118 P.120
か		
崖線	河川の浸食作用でできた崖地の連なり。	P.7 P.35

河岸段丘	河川に沿う階段状の地形で、川より高く平らな形で残った平坦面（段丘面）と削られてできた崖（段丘崖）からなる。	P.7
かまどベンチ	災害時に「かまど」として活用できるベンチ。	P.42
く		
区域区分	都市計画区域を、既に市街地を形成している区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化区域）と、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）の2つに区分すること。本市においては、柳窪地区の一部が「市街化調整区域」に定められている。	P.10
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。	P.33 P.34 P.40 P.42 P.46 P.49 P.117 P.118 P.119 P.120 P.121
け		
啓開道路	災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、倒壊物や落下物等を優先的に除去（啓開）する道路。応急活動の中心となる防災拠点や庁舎等を相互に結ぶ道路が指定されている。	P.41 P.58 P.65
建築協定	建築基準法に基づくまちづくりの制度であり、地域の住民が自発的に法に定められた基準に上乗せする形で、地域内の建築物の用途や形態等のきめ細かなルールを取り決め、地域の良好な住環境やまちなみ等を将来にわたって守り育てていくもの。	P.49 P.119
こ		
公共下水道（雨水）	市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。	P.40 P.41 P.118
公共交通空白地域	一定の距離に鉄道駅やバス停等がない地域のこと。本市では鉄道駅から700m以上、バス停から300m以上離れた地域をいう。	P.27 P.137
交流人口	その地域に訪れる（交流する）人のことで、居住する人（定住人口）に対するもの。	P.37
コミュニティ・ゾーン	自動車のスピード抑制や歩車分離等の歩行者の安全確保対策を展開する、一定のまとまりを持った地区。	P.30
さ		
サテライトオフィス	都市部の企業などが、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスの総称。	P.38

し

市街化区域	都市計画法に規定される「すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。	P.10 P.19
市街化調整区域	都市計画法に規定される「市街化を抑制すべき区域」のこと。	P.10 P.16 P.19 P.23 P.26 P.103 P.106 P.107
住宅確保要配慮者	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」において定められる、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者等、住宅の確保に配慮を要する者。	P.44 P.45 P.119
循環型社会	生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、廃棄物の発生と天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。	P.49
新東京百景	「都民の日」制定 30 周年を記念して昭和 57(1982)年 10 月 1 日に東京都によって選定された 100 の風景で、都市や自然の景観、名所や旧跡といった都内の景勝地が、東京都民の公募のもとに選ばれている。	目次前

せ

生産緑地	都市計画法における地域地区の一つである生産緑地地区として指定された市街化区域内の農地。生産緑地制度は、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為などを許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度のこと。	P.4 P.5 P.16 P.26 P.33 P.36 P.90 P.91 P.94 P.116 P.130 P.139 P.140
生物多様性	様々な生態系が存在すること、また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。	P.7 P.33 P.34 P.35 P.65

た

宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい土地の区域のことであり、区域内で行われる宅地造成工事は、着手前に都道府県知事などの許可が必要となる。	P.40 P.59 P.61 P.62 P.64 P.65
------------	--	--

多摩北部都市広域行政圏	地理的、歴史的、行政的につながりの深い小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で構成される広域行政圏のこと。共通する行政課題に連携・協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスの提供に努めている。	P.18
ち		
地域地区	都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決め、土地の合理的な利用を図るために指定するもの。用途地域や特別用途地区、高度地区、高度利用地区等がある。	P.24
地区計画制度	用途地域などを補完し、地区の土地利用などの現況に応じて、道路や公園等の配置、敷地の規模、建物の建て方や使い方等を都市計画として定め、これにより地区の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めていく制度。	P.21 P.24 P.26 P.29 P.35 P.40 P.42 P.44 P.46 P.48 P.49 P.58 P.64 P.65 P.71 P.72 P.79 P.85 P.91 P.93 P.94 P.95 P.107 P.114 P.116 P.118 P.119 P.120 P.121 P.165
て		
低未利用地	居住や事業等の用途に利用されていないか、その利用の程度がその周辺の地域における同一の用途又はこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比べ、著しく低い土地。	P.19 P.20
デマンド型交通	需要応答型交通システムのこと。路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤは発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する交通のこと。	P.31 P.137
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的として、平成 29(2017)年の都市計画法の改正により創設された住居系用途地域の1つ。	P.10 P.21 P.25 P.36 P.114 P.116

と

特定緊急輸送道路	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路。	P.41
特定生産緑地制度	申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て指定することにより、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度。	P.4 P.36 P.116
特殊詐欺	犯人が電話などで親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。	P.41 P.43
特別用途地区	都市計画法における地域地区の一つ。用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。	P.21 P.114 P.117
特別緑地保全地区	都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生育地などとなる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。	P.105 P.109 P.116
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限等の建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度。再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の4制度を指す。	P.114 P.115 P.116 P.118 P.119 P.120
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」は、この都市計画区域マスタープランに即して定められる。なお、都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都市計画法により定められた区域であり、本市は、全域が東村山都市計画区域に指定されている。	P.1 P.2 P.19
都市再開発の方針	都道府県が策定する、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープラン。	P.1 P.20
都市づくりのグランドデザイン	平成28(2016)年9月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。	P.1

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定するもの。土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。イエローゾーンとも呼ばれる。

P.40
P.42
P.52
P.55
P.57
P.59
P.62
P.64
P.73
P.76
P.78
P.87
P.90
P.93
P.146
P.147

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定するもの。レッドゾーンとも呼ばれる。

P.40
P.147

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

P.52
P.66
P.69
P.71
P.72
P.96
P.102
P.103
P.107
P.114
P.118
P.120

ひ

東久留米市
上の原地区
土地利用構
想

上の原地区における大規模団地の建替えなどにより生じる広大な余剰地について、新たなまちづくりに向けた取組を進めるため、平成 26(2014)年 7 月に「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」をコンセプトとして策定したもの。

P.20
P.26
P.52
P.56
P.58

東久留米市
上の原地区
土地利用構
想整備計画

「東久留米市上の原地区土地利用構想」に基づき、平成 27(2015)年 7 月に地区内の街区形成の整備方針として策定したもの。

P.26
P.52
P.56
P.58

東久留米市
長期総合計
画

基本構想及び基本計画から構成され、本市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、最上位に位置づけられる計画。

P.1
P.2
P.11
P.112

ふ

風致地区

都市計画法における地域地区の一つ。都市の風致(樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観)を維持するため、都市において良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を指定。

P.101
P.139

へ

平成の名水百選

水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水の水環境のなかで、特に、地域住民などによる主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているとして、平成 20(2008)年6月5日、全国各地の湧水、河川、用水、地下水の中から環境省により選定されたもの。

目次前

壁面後退

地区計画における壁面の位置の制限の規定により、建築物の外壁などを後退させること。

P.71

ほ

ポケットパーク

市街地の一角などで、わずかな空間を活用してうるおいや休息等の場所を提供するために整備された公園。

P.30

歩道状空地

敷地の前面道路に沿って設ける歩行者用の公開空地であり、既存の公園や歩道との一体的な歩行者空間の形成を図り、歩道機能を補完するもの。

P.30

み

ミクストコミュニティ

高齢者や子育て世代等、様々な世代が共生する地域社会。

P.45

みどりの基金

「東久留米しみどりの基金条例」に基づき、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度。市民からの寄付や宅地開発等に際し、公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地などの取得に用いられている。

P.35

も

木造住宅の密度が高い地域

本計画書においては、木造住宅棟数密度 30 棟/ha 以上(平成 30(2018)年時点)かつ老朽木造棟数率 30%以上(平成 27(2015)年時点)の地域のうち、木造住宅密集地域を除いた地域を指す。

P.40
P.42
P.57
P.78
P.85
P.146

木造住宅密集地域	震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、東京都が「防災都市づくり推進計画」において抽出した地域。	P.40 P.42 P.59 P.61 P.62 P.64 P.65 P.66 P.69 P.71 P.118
ゆ		
優先整備路線	「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において選定された、令和 7(2025)年度までに優先的に整備すべき路線(区間)。	P.32 P.70 P.90 P.92 P.107 P.137
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。	P.44 P.45 P.47 P.119 P.120
よ		
用途地域	都市計画法における地域地区の一つ。都市機能の増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建蔽率等について制限を行う制度。	P.5 P.10 P.19 P.21 P.24 P.26 P.58 P.65 P.79 P.107 P.114 P.117 P.135 P.165

り

緑地保全地
域(都市緑地
法)

都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地区。

P.116
P.121

緑地保全地
域(自然保護
条例)

「東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)」に基づき、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域を指定。

P.16
P.27
P.29
P.35
P.53
P.54
P.55
P.56
P.74
P.75
P.76
P.77
P.78
P.79
P.82
P.87
P.89
P.91
P.92
P.94
P.96
P.98
P.100
P.101
P.105
P.108
P.109
P.139

歴史環境保
全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)」に基づき、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域を指定。

P.16
P.74
P.75
P.77
P.78
P.79
P.105
P.107
P.108

れ

連続立体交
差事業

都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する都市計画事業。

P.21
P.27
P.29
P.70
P.72
P.114
P.115
P.120

わ

ワークショッ
プ

まちづくりにおける住民参加の手法の一つで、地域社会の課題の改善などのため、地域住民などが参加し、情報を共有し、協働しながら計画の策定や推進を行っていくこと。

P.113
P.120
P.121

アルファベット順

A	AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能。	P.2 P.4
D	DX	Digital Transformation の略称。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	P.4
I	IoT	Internet of Things(モノのインターネット)の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。	P.2 P.4
K	KPI	「Key Performance Indicator(重要業績評価指標)」の略称で、目標達成に向けたプロセスにおける達成度を把握し、評価するための指標。	P.113
P	PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法。	P.112
R	RPA	ロボットによる業務自動化(Robotic Process Automation)の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。	P.2
S	Society5.0	科学技術基本法に基づき策定した「第5期科学技術基本計画」において提唱する未来社会の在り方であり、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、5番目の新たな社会としてAI(人工知能)などを活用した高度な情報技術により、仮想空間と現実空間を融合させて実現する新しい社会。	P.2 P.4

表紙/裏表紙デザイン

赤本 啓護 氏

(表紙) 小山台遺跡公園から市内を望んで

(裏表紙) 東久留米市役所の三角屋根と空

写真提供

小松原 昌男 氏

学校法人自由学園

東久留米市都市計画マスタープラン

令和3(2021)年10月

発 行 / 東久留米市

編 集 / 東久留米市都市建設部都市計画課

住 所 / 〒203-8555 東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

電 話 / 042-470-7777(代表)

F A X / 042-470-7809

E-mail / toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp



東久留米市
Higashikurume City